

國學院大學學術情報リポジトリ

近代国学と皇典講究所・國學院大學の国史学：
学部国史学科成立前史

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002000694 |

近代国文学と皇典講究所・國學院大學の国史学

——学部国史学科成立前史——

藤田大誠

一 はじめに——國學院大學の「史学の伝統」を再考する——

かつて、國學院大學文学部史学科教授の桑田忠親（國學院大學学部国文学科卒業、第三十四期生）は、自身も含め、母校における「史学」の専任教授となるまでのキャリアパスとして、その多くが東京大学（帝国大学、東京帝国大学）の史学科出身か史料編纂所における勤務を経験してあることに言及しつつ、國學院大學の史学について「正統派の実証史学」に建学の精神のバックボーンを加味したものであると述べ、より具体的には、「国学は古典の究明から始めなければならぬし、正統派の実証史学は史料の蒐集と研究を土台とする」ことから、「曲学阿世の打破を目標とする国大の建学の精神と相通するもの」がある「東大史学の正統派の系統」であると位置付けた。^①

要するに、國學院大學における「史学の伝統」は、建学の精神（神道と国学）^②を基軸としつつも東大における「正統派の実証史学」の学統に連なるものといふ理解である。ただ、かかる見解の妥当性については、神道と国学に基づく独自性を有してきた國學院大學の校史に照らし、その歴史学（特に国史学）や歴史的研究の系譜を具に辿るとともに、「東大史学」との関係補助線としつつ総合的検討を加へる中で判断すべき事柄であらう。

これまで筆者は、近代日本における人文諸学の成立について、基盤としての総合的学問（近代国学）の分科や再統合といふ視座から検討を積み重ねてきた。^③ これらの成果に拠れば、まづ明治期に東大（東京大学↓帝国大学↓東京帝

国大学⁽⁴⁾を主な舞台として、〈近世国学〉同様、「国体」理解の学問でありつつも「神典学」の要素を前景化しない宗教性を封印した「国文学」といふ名の〈近代国学〉（大綱は歴史学・法制学・言詞学）が形成された⁽⁵⁾。しかし、これは徐々に細分化（分科）し、漢学系・洋学系学問との競合や共鳴、差異化、棲み分けなどの複雑な展開の中から国文学、国語学、国史学、日本法制史などの近代的学術分野が成立する。一方、大正期には「国体」理解の根幹と目された「神道」を対象として宗教性の前景化と国学的総合性の揺り戻しが生じ、西洋由来の哲学系諸分野（倫理学・宗教学など）と国学系諸分野（国語学・国文学・国史学など）の研究を統合することで「神道学」が成立した。

つまり、官学としての帝国大学においては〈近代国学〉の総合性が解体され、部分的継承としての分科や再統合が行われた。しかし一方、明治十五年（一八八二）に創立された私立の国学的研究・教育機関である皇典講究所を経営母体として同二十三年に設立された高等教育機関の「國學院」では、同十五〜二十一年に存在した「一種の国学科」としての東京大学文学部（同十九年に帝国大学文科大学）附属古典講習科（略称・古典科）の〈近代的国学構想〉（「事実」〔国史〕・「制度」〔法制史〕・「言詞」〔国語国文〕の講究が主眼）や帝国大学が輩出した人文系の人的資産を講師陣として継承することにより（帝国大学系国学と皇典講究所系国学の合流）、「専国史・国文・国法ノ攻究」を軸としつつ「海外百科ノ学モ網羅兼修」する総合的学問としての「国学」を保持し続けたのである。なほ、國學院は明治三十七年に専門学校令による「私立國學院」（大学部・師範部・専修部）となり、同三十九年には「私立國學院大學」と改称したが（大正八年（一九一九）に「私立」を削り「國學院大學」、大正九年には大学令大学へと昇格し、「学部」には道義学科・国史学科・国文学科を置いた（師範部は同年に高等師範科、同十二年には高等師範部となる）。

以上の如き学問史的背景を踏まへるならば、近代の國學院大學における「国史学」や歴史研究の系譜については、単に「学部国史学科」の沿革のみならず、言はば〈近代国学最後の砦〉としての皇典講究所・國學院大學の歩みその

ものを視野に入れ、「建学の精神」（神道と国学）と正統派の実証史学たる「東大史学」との接点から検討を加へる必要がある。つまり、國學院大學における国史学の展開は、常に〈近代国学〉と「国史学」との関係を念頭に置いた上で考察していかねば、その「実証史学」的学風を齎した一因である「東大史学の正統派の系統」のみへの着目に留まり、表層をなぞるだけになりかねないと言へよう。すでに筆者は、國學院大學学部国史学科並びに国史学会の成立過程とその展開に焦点を当てた別稿を完成してゐるが、本稿では、その前提となる「学部国史学科成立前史」の検討に取り組み、〈近代国学最後の砦〉としての皇典講究所・國學院大學における国史学の在り方を再検討したい。

二 皇典講究所・國學院草創期の歴史教育

(1) 神道事務局生徒寮における歴史科の書目

國學院大學の校史は、明治十五年（一八八二）における「皇典講究所」（同三十一年に財団法人となる）の創立を出发点とする。⁽⁷⁾近代を通して國學院の経営母体であった皇典講究所は、「大教宣布運動」に関する神官教導職（神官が兼務し、三条の教則「敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守」に基づく一種の社会教育として説教等に携はつた）が組織する国民教化の中央機関「神道事務局」が小学校教師を輩出する師範学校に倣ひ、「神道ノ興隆」のため神官と教導職を養成する機関として同九年八月二十一日に設置した「生徒寮」を実質的前身とする。

事实上、国学者井上頼圀の神習舎塾生を継承した生徒寮は、神道事務局の本局・分局・支局に設けられた模様であるが、明治十四年段階の本局生徒は、小学卒業の十四歳以上、修学期間八年の規定であった。⁽⁸⁾

本局生徒寮では当初、教書・歴史・語学・法律・祭祀・歌文の七科（分局・支局では「素読」が加はる）が設けら

れ、全体として「教義学」を構成してゐた。各科目の教科書目は本科（国書）と兼科（漢籍）に分けられ、神道・国学を軸に和漢に互る内容を段階的に学んだ。このうち「歴史」の書目は、本科では正史の「六国史」（但し、『日本書紀』は「教書」で取り扱ふため除外）をはじめ、『日本紀略』、『百鍊抄』、『本朝世紀』といふ歴史書、「四鏡」（『大鏡』、『今鏡』、『水鏡』、『増鏡』）や『栄花物語』といふ歴史物語、角田忠行『古史略』や古川躬行『歷朝大綱』、矢野玄道『神功皇后御伝記』など平田派国学関係、『大日本史』はじめ栗山潜鋒『保建大記』、青山延于『皇朝史略』、安積澹泊『大日本史賛藪』など水戸学関係、北畠親房『神皇正統記』、新井白石『読史余論』、三宅観瀾『中興鑑言』、頼山陽『日本外史』、大橋訥庵『元寇紀略』、山縣太華『国史纂論』などの尊王論者、儒学者の著作が挙げられ、兼科では『十八史略』、『綱鑑易知録』、『史記』、『漢書』などが用ゐられた。但し、明治十四年には、科目別ではなく素読・独閲・輪講・語学といふ「課業」中に学ぶテキストが指定されたが、書目数は整理され、大幅に減少してゐる。

（2） 皇典講究所における「歴史」の教育課程

皇典講究所は、明治十年代前半における神道界内部の混乱である「祭神論争」（神道事務局神殿の祭神について、造化三神と天照大御神の奉祀に加へ「幽冥主宰神」たる大国主神を合祀すべきか否かといふ「伊勢派」と「出雲派」による神学論争。結局勅裁にて宮中三殿遥拝に決し痛み分けとなる）の反省を踏まへ、〈教学分離〉（宗教的教義と学事〔国学〕の分離）に基づき、「神道事務局生徒寮」を廃し、宗教的「教義」（宗派神道）とは明確に区分された、即ち「非宗教」の神社神道における祭祀の実践をも含む「学事」（国学）を担ふ国学的研究・教育機関である。⁹⁾

その背景には、政教分離（国家と宗教の分離）を目指す政府・内務省社寺局が、真宗教団によつて執拗に主張されてきた「神道」非宗教論を「神社」非宗教論と読み替へて受容したことがあり、明治十五年（一八八二）一月二十四

日には〈祭教分離〉（神社祭祀と宗教との分離）の施策として神官と教導職の分離がなされた。¹⁰⁾

但し、皇典講究所創立の直接的契機となつたのは、内務卿・松方正義が太政大臣・三條實美に提出した同十四年七月九日付の請願書である。¹¹⁾ この請願では、祭神論争勅裁後の神道事務局において、「教義ト学事祭儀トヲ分離」（祭教学分離）しなければ「政教混淆」のままであるため、「司祭上ノ儀」（祭教分離）に先立ち、「修身ノ儀」（教学分離）の方策が指し示されてゐる。具体的には、生徒寮における訓育の「皇典講究祭葬諸儀式練習」を改正・拡張して「皇典講究所」を設立するため、皇室（宮内省）から特旨を以て若干の御手許金の下付を賜ひ、拡充のための資金と出来れば、「政教全ク判カレテ旧典古儀修習ノ者」も奮励するだらうとの構想が示された。

そして国学者の「創建係」松野勇雄を中心とその組織や規則などが整備され、同十五年八月二十一日には、神道副総裁岩下方平が内務卿山田顕義に「皇典講究所設置願」を提出して二十三日に聞き届けられ、宮内省より下賜された御手許金と官国幣社からの寄附金を経済的基盤としつつ、有栖川宮幟仁親王を初代総裁に奉戴して東京市麹町区飯田町に「皇典講究所」が正式に創立されたのである。

なほ、同所開齋式（同年十一月四日）における有栖川総裁宮の「告諭」によつて示された、「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ」との文言は、國學院大學の建学の精神である「神道精神」の基礎と位置付けられる。

明治十五年九月一日に授業を開始した皇典講究所では、「專典籍ニ就イテ學術ヲ研究セシム」とする「文学部」（修身科・歴史科・法令科・文章科）と「専身体ニ就イテ進退動止ノ節度ヲ脩習セシム」とする「作業部」（礼式科・音楽科・体操科）を設け、智育・体育の兼学による教育を目的としてゐた。¹³⁾ 文学部長には平田派国学者の重鎮である矢野玄道、「法令科」には教授・小中村清矩、「修身科」には教授・久保季茲、助教（舎長）・木野戸勝隆、「文章科」に

は教授・権田直助、助教・林堯臣が配置された（但し、矢野や権田は実際には出講しなかつたといふ）。

「文学部」の中の「歴史科」は、「本邦開国以来神聖相繼イテ天下ヲ経綸シ億兆ノ臣民万世一帝ニ服事スル所ノ事實及世ノ治乱時ノ汚隆人情風俗ノ変遷等ヲ熟知シ人生処世上ニ於テ順逆嚮背ノ方ヲ知ラシム」とされ、正科は皇典講究所設立の牽引車たる教授・井上頼圀、後に神宮禰宜や神宮皇學館教授を務める助教（副舎長）・矢野萬太郎、副科は共に教授の秋月胤永（俤次郎、韋軒、「修身科」兼務）と橋本寧（蓉塘、「文章科」兼務）が担当した。

「皇典講究所教程表」に拠れば、「歴史」のカリキュラムは、予科では、正科にて碧川好尚（平田鏡胤の弟）『稽古要略』や古川躬行『歴朝大綱』、青山延于『皇朝史略』正統、安田照矩（其親）『慶弘紀聞』（十三朝紀聞）・『今日鈔』、副科にて北畠親房『神皇正統記』、栗山潜鋒『保建大記』、頼山陽『日本外史』、漢籍の『春秋左氏伝』を学び、本科では、正科にて「六国史」（鴨祐之『日本野史』や『日本紀略』をも含む）、副科にて『大日本史』はじめ、同書を受けて国学者の飯田忠彦が記した『日本野史』（大日本野史、野史）や栗山潜鋒『倭史後編』といふ水戸学系史書を軸に、「四鏡」や『栄花物語』といふ歴史物語、漢籍の『史記』や『漢書』に取り組むこととなつてゐた。斯様な国漢兼修と平田派国学系・水戸学系重視の内容は、神道事務局生徒寮時代とさほど変はらないものであつた。要するに国学的教育機関（教育部門）としての皇典講究所は、「小学卒業以上ノ学力」を有する満十五〜二十五歳の生徒が対象の修業年限五年（予科二年、本科三年）、中等教育レベルの「生徒教養」を行つてゐたのである。

明治十九年（一八八六年）二月二十三日における「改正皇典講究所規則」の「学則」では、予科・本科の名称は同様であるものの、「国体学」（正科・皇典語、副科・漢洋書）、「政治学」、「法律学」、「語学」（正科・国語、副科・外国語）、「数学」に再編された中で「歴史」の語は消え、附属として「礼式」、「唱歌」、「体操」が位置付けられた（礼式と唱歌は予科のみ）。そして翌二十年三月二十二日の「皇典講究所規則」改正では、学科が予備科・本科とされ、

予備科課程は「国体・語学・漢文・英語・数学・地理・物理・化学・博物・外国歴史・唱歌及体操」、本科課程は「国体・法制・語学・物理・化学・博物・哲学・政治・礼式及ヒ体操」と細分化された。¹⁴但し、翌日の「皇典講究所学科表」では「国体」は「歴史」と名称が変更されてゐる。「歴史」、「語学」、「体操」は予備科・本科を通して、「漢文」、「英語」、「数学」、「地理」、「外国歴史」、「唱歌」は予備科のみ、「物理及化学」、「博物」は予備科と本科一年目まで、「法制」、「哲学」、「政治学」、「礼式」は本科のみで行ふとされた。予備科では、「外国歴史」として「万国歴史・史論」（一週三時間）に取り組む一方、国史に当たる「歴史」は「上世史・建国体制・修身学」（一週一時間）を学ぶこととされた。本科では「外国歴史」は無く、「歴史」は第三年・第四年で「中世史・歴朝綱記・修身学」（一週六時間）、第五年で「近世史・歴朝綱記・修身学」（一週六時間）が講ぜられ、カリキュラム上、同じく一週六時間の「法制」、「語学」とともに重視されてゐた。つまり、明治十九、二十年頃の皇典講究所では、「国体」乃至は「歴史」といふ名称で国史教育を行つてゐたのである（別途「外国歴史」が設けられた）。特に本科ではカリキュラム上、「歴史」、「法制」、「語学」が重視されてゐたことから、依然として〈近代国学〉の大綱は継承されてゐたと評することが出来よう。

また、明治二十二年十二月六日、皇典講究所の充実を図りたい幹事・松野勇雄の要路に対する粘り強い働きかけが功を奏して同所で会合がなされ、晩餐会において司法大臣・山田顕義と法制局長官・井上毅の演説があつた後、同所の規則改正や拡張方法が具体的に検討され、翌年一月より講演会を開催することが議決された（皇典講究所講演）¹⁵。

ここで山田は、皇典講究所は単なる「国学教授所」に留まらない「国家必要の皇典を講明し、尚、後世必要の業としましよ」と云ふ考より始まつたもの」と指摘した上で、皇室典範・帝国憲法・諸法律の制定、町村自治など、現在の諸問題に関する備へをなすことを理由に、「我が国の古典」や「歴代の史乘」に基づき「昔のことから今のことまで講究するに付ては、尚ほ欧米各国のことをも参照して講究したら、なほ然るべし」と述べて皇典講究所の改正を主

張した。また井上は、「国典」は「宗教」や「一の政党の論拠材料」のためではなく、「国家の政事」や「国民の教育」のために必要であるとした上で、「国民教育の材料は一つには普通教育の生徒に向つて本国の歴史を教ふること、二つには国語を教ふること」であると述べてゐる。

なほ、この日、山田が松野をして頒布させた「皇典講究所改正ノ趣意」では、「此所ニ普ク国学専門家ヲ招集シ以テ本邦文学ノ淵藪トナシ国ノ習慣風俗ヨリ政治法律經濟言語ノ沿革變遷等」を講究討論せしめる場にしたいが旨が示された。¹⁶⁾この際に改正された「皇典講究所規則」には、第一条に皇典講究所は「本邦ノ典故文献ヲ講究スル所」とした上で、講演会の開催や公私の学会からの質問に対する取調書作成について規定した。また、教育部門については、第七条に「生徒養成ノ法ハ別ニ之ヲ定ム」と記すのみで保留扱ひとなつたものの、その「学科」としては、「政治」、「法制」、「文学」が設定された。ここには「歴史」との明記は無いが、概ね「政治」（建国・朝綱・職官・封建・郡県・兵事・外交・行政・理財・氏族）の中に組み込まれたと言へよう。

(3) 國學院の設立と「国史」の教育課程

明治二十二年（一八八九）一月十日に皇典講究所長に就任した山田顕義は、十月に「私立国文学堂設立趣意書」を頒布し、「本邦固ヨリ學術ノ在ルナリ、国文・国史是ナリ、此ノ固有ノ學術ヲ研究シテ善美ナル我が国体教育ヲ組織」することを謳つた。しかしこれは実現せず、翌二十三年一月、山田所長は改めて「私立国文学堂建設趣意書」を公表、「茲ニ国文学堂ヲ設立シ、以テ国史・国文・国法ヲ攻究スル所トシ、首トシテ本邦固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、之ヲ補充スルニ孔子ノ教徳仁義ヲ資用シ、実学実業ヲ勉メテ、空論虚説ヲ戒メ、進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ、世務ノ必要ニ応スルニ至リテハ、泰西支那古今百科ノ学、皆網羅兼修シテ、此文学ノ全備ヲ計リ、其人ノ才器品等ニ順ヒ、益々精緻

ヲ尽シ、広大ヲ致メテ中庸ニ由ラント欲スルナリ」と記し、「国史・国文・国法ヲ攻究スル所」の設立を目指した。¹⁷⁾ なほ、明治二十二年十月段階の案で「私立国文学大学」と表現されてゐるやうに、皇典講究所では当初、明確に「大学」レベルの最高学府となる高等教育機関を目指してゐたが、当時は未だ私立「大学」など一校も無い時期であつたためであらう、明治二十三年一月段階の案では「私立国文学学校」とトーンダウンしてゐる。ただ、両案の趣旨に大きな変化は無く、ここで「国文」が冠されてゐるのは、当時、「国文学」や「国文」といふ語が主に国史・法制史・国語国文の三本柱を包含する概念であつた「国学」の同義語として用ゐられてゐたことによる。¹⁸⁾

これに附随する「国文学学校説明」には、「国史科」、「国文科」、「国法科」、「道義科」、「法制科」、「外国歴史科」、「地理科」、「哲学科」、「英文学科」が挙げられ、説明がなされてゐる。

また、「国文学学校規則」には、二年間の予備科で「国史」、「国文」、「道義」、「法制史」、「外国史」、「地理」、「法学通論」、「理財学」、「博物学」、「漢文学」、「英語」、「体操」といふ科目、三年間の本科では「国史」、「国文」、「道義」、「法制史」、「外国史」、「地理」、「哲学」、「体操」、「卒業論文」といふ科目が挙げられ、「国法科課程ハ、別ニ之ヲ定ム」とされた。このうち「国史科」については、「歴史ニ就キ、本邦建国以来ノ事実ヲ明ニシ、海外諸邦ニ卓絶シテ其特殊ナル要点ヲ講ジ、皇室ノ尊嚴、国体ノ優美ナル所以ヲ發揮シ、以テ人ヲシテ其本国ニ繫属スル感想ヲ深カラシメ、又、講述ヲ以テ歴史上事実ノ原因結果ノ相関スル所ヲ明ニシ、以テ推論ノ法ヲ示ス」、一方「外国歴史科」は、「支那及欧米各国ノ歴史ヲ講ジ、其建国ノ体制及其性情習俗ノ歴史上事実トナリテ発表セル形跡ヲ明ニシ、比較的ニ益本邦歴史ニハ特有ノ妙味アリ、皇室ノ尊嚴、国体ノ優美決シテ他邦ノ模倣スベカラザルモノアルハ偶然ニ非ザルヲ知ラシメ、又、事実因果ノ理ヲ述ベテ推論ノ法ヲ明カニスルコト国史科ニ同ジ」と説明された。

結局、「国文学学校」としては成立に至らなかつたが、山田所長は明治二十三年四月二十一日から五月八日にかけて、

皇典講究所（本所）と地方の皇典講究分所の代表者を招集して皇典講究所事業拡張などを協議する会議を開催し、その決議において「國學院」と称する学校の設立が明記された。⁽¹⁹⁾これを前提として同年七月に公示された「國學院設立趣意書」は、「私立国文学校建設趣意書」に大幅な加除修正を加へた内容であつたが、幹事・松野勇雄が起稿し、「三上參次先生等の手入せられたるを井上毅氏の更に文辞上に加筆せられたる者」であつた。⁽²⁰⁾趣意書には、「公私学校ノ設甚多シト雖モ、国学ヲ先ニスル方法未行ハレザルハ、余輩痛嘆ニ堪ヘザル所ナリ」として明確に「国学」の学校であることが謳はれ、次のやうな設立趣旨が記されてゐる。

余輩ハ、夙ニ本邦固有ノ學術ヲ研究シ、皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ鞏固ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク所、風俗ノ由ル所ヲ尋繹シ、国民ヲシテ益々国家ニ忠愛ナル德義ヲ深厚ナラシメンコトヲ希ヒ、前ニ生徒ヲ養ヒ講筵ヲ開キ、本邦ノ典故文献ヲ講究スル方法ヲ設ケシモ、規模猶未大ナラザル憾アリ。今ヤ機運ノ漸熟スルヲ以テ、生徒教養ノ法ヲ改正擴張シ、茲ニ國學院ヲ設立シテ專国史・国文・国法ヲ攻究シ、我が国民ノ国家觀念ヲ湧出スル源泉トナシ、皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、且支那泰西ノ道義說ヲ採扱シ、以テ之ヲ補充シ、以テ国民ノ方向ヲ一ニシ、古今一貫君民離ルベカラザル情義ヲ維持セントス。固ヨリ此ヲ以テ宗教若クハ政党内器用トナスニ非ザルナリ。若夫レ進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ、世務ノ必要ニ応ズルニ至リテハ、海外百科ノ学モ網羅兼修シテ此学ノ進歩擴張ヲ計ル可シ。

これを以て皇典講究所の教育部門を抜本的に改正し、「尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者」やこれと同等の学力を有する者を対象とした修業年限三年の「國學院」（本科、撰科〔本科中、学科を撰んで入学〕、修業年限二年の研究科

も設置（但し、経済的理由から休講状態、明治三十六年九月より再開）を設立したのである。

設立時の「國學院規則」第一條には「本院ハ專国史・国文・国法ヲ教授シ、併セテ広く之ガ研究及応用ニ須要ナル諸学科ヲ脩メシムル所トス」とあり、先述の如く本科の修業年限は三年、一年間は三学期に分けた。「国史」、「国文」、「道義」、「法制」、「外国史」、「地理」、「哲学」、「漢文」、「英語」、「体操」の学科が設けられ、「国史」は三年間毎学期、一週間のうち五時間、「外国史」は二年まで四時間、第三年は二時間であつた。また、本科の入学試験科目のうち、「国史」は、「国史略、皇朝史略、日本史綱ノ類」、「外国史」は「十八史略、スキントン万国史訳本、天野為之著万国史ノ類」であつた。同年十一月二十二日に開院式が挙行された。

当時、皇典講究所副総裁は久我建通、所長は山田顕義、院長は国学者・歌人の高崎正風、参事は色川紈士、主事（教務主任）は青戸波江、幹事長は松野勇雄（後に講師）、幹事は久保恵鄰（講師も兼ねた）であつた。講師陣には、皇典講究所の中核である井上頼圀や松野の盟友・阪（坂）正臣、そして創立時から同所教授として参加し、東大の国学者との結節点となつてゐた小中村清矩をはじめ、本居豊穎・木村正辞・飯田武郷・小杉樞邨・久米幹文・大澤清臣・物集高見・黒川真頼など、東大の法・文二学部や古典講習科の教員だつた国学者たち、内藤耻叟・川田剛・三島毅・島田重禮といふ漢学者たちの名が見える。加へて、小中村（池邊）義象・萩野由之・佐藤（今泉）定介・落合直文・関根正直・江上栄三郎（丸山正彦）・市村瓚次郎といふ東大の「別科」たる古典講習科（古典科）の出身者、さらには東大の「本科」たる和文学科出身の三上参次や高津鋏三郎、哲学科出身の有賀長雄や大瀬甚太郎、渡部董之介、法学部出身の野田（長森）藤吉郎や宮崎道三郎も名を連ねてゐる（三上や落合などは、以前から皇典講究所に関はつてゐた）。また、皇典講究所出身の畠山健や佐藤寛、菅喜田（目黒）和三郎も講師となつてゐる。その他、日本弘道会を興した西村茂樹も講師として「道義」教育に携はることとなり、開院式で演説してゐる。⁽²⁾ 斯様に大家と新進が入り

混じる人的構成から見れば、私学としての國學院は、〈近代国学〉の大きな流れとしての皇典講究所系と東大系の二潮流を明確に合流、統合した場、要するに官学の「国学科」として設置された古典講習科（古典科）がすでに明治二十一年には廃止されてゐた当時において、〈近代国学最後の砦〉として設立されたのである。

明治二十五年当時、「国史」は「正史・雑史・文明史・考証」の内容を内藤耻叟・井上頼圀・三上参次・今泉定介が、「外国史」は「支那史・欧米史」を市村瓊次郎・三上参次・磯田良（帝国大学文科大学史学科で西洋史を専攻）が担当した。特に新進気鋭の「文学士」である三上は、「国史」と「外国史」のみならず、「国文」（美辞）、「地理」（歴史地理一班）も担当してゐる（内藤も「国史」に加へ、「道義」や「漢文」を受け持つてゐる）。

因みに当時の教育課程を回想した國學院第一期生の稲村眞里は、歴史系科目について、「国史」としては「古事記」（本居豊頼）、「日本紀」（井上頼圀）、「中古史」（今泉定介）、「徳川史・水戸の修史」（内藤耻叟）、「歴史地理」（三上参次）、「外国史」では「西洋史（上世、近世）」（三上参次）、「国文」では「文学史」（高津楸三郎）と「徳川時代文学史」（関根正直）、「法制」では「令義解」（小中村清矩）、「日本制度通」（小中村義象）、「職原抄、法曹至要抄」（井上頼圀）、「哲学」では「哲学史・倫理学史」（岡田良平（後に皇典講究所長となる一木喜徳郎の実兄、帝国大学出身、後に文相）、「其の他」として「漢土の修史」（内藤耻叟）や「歴史研究法」（磯田良）があつたと回顧してゐる。²²

明治二十六年七月七日、國學院は第一回卒業式を挙行したが、ここで代読された井上毅文相の祝辞では、「余ハ国文を修め、国史を学ぶハ、国民たるもの、普通教育における最大要件にして、国学といへる文字ハ、一ツの専門科を意味するものにあらずと信す、抑々國學院ハ国史・国文を専修し、傍ら百科の学を講究するを目的として興れりと聞くと述べた上で、卒業生たちに対して、一科の学に留まらない国学の「田園」を耕し、その「美果」を収めて広くこの「良種」を蒔かねばならぬ重い責任があると叱咤してゐる。ここには、国史・国文を軸にあらゆる分野の研究を

含む総合的学問「国学」を保持する國學院の学風が良く表現されてゐる。

明治二十六年度第二学期の科目（丸括弧内は時数）を見ると、「国史」では一年級に「古事記上巻（一）」（本居豊頼）、
 「古事記中巻（二）」・「文明史（二）」（今泉定介）、二年級に「鎌倉武家史（二）」（内藤耻叟）、「王政史書紀（一）」（小
 中村義象）、「王政史（二）」・「増鏡（一）」（落合直文）、三年級に「徳川武家史（二）」（三上参次）、「王政史書紀（一）」
 （小中村義象）、「王政史（二）」（栗田寛）が、「外国史」では一年級に「西洋史（二）」（長谷川貞一郎）、「支那史（二）」
 （市村瓚次郎）、二年級に「西洋史（二）」（長谷川貞一郎）、「支那史（一）」（楠文蔚）、三年級に「西洋史学（一）」（長
 谷川貞一郎）、「支那史（二）」（市村瓚次郎）を配置してゐる。その他、「国文」では一年級に「文学史（一）」（高津
 敏三郎）、「法制」では一年級に「制度通（一）」（小中村清矩）、二年級に「令（一）」（小中村清矩）、「法曹至要抄（一）」
 （井上頼圀）、三年級に「徳川百ヶ条（一）」（内藤耻叟）、「令（一）」（小中村清矩）、「三代格（一）」（井上頼圀）、「漢
 文」では二年級に「史記（一）」（内藤耻叟）、「左伝（二）」（楠文蔚）が歴史関係科目であつた。

國學院草創期における歴史教育は、科目名や担当者を見る限り、東大古典講習科（古典科）の教員や出身者、皇典
 講究所卒業生などの新旧国学者・漢学者、さらには東大文学部の和文学科や史学科、哲学科出身の新進気鋭が授業を
 受け持ち、伝統的な国学・漢学の一分科の延長線上としての「国史」に加へ、西洋から移入された「文明史」や「歴
 史地理」の観点を含めて自国の歴史を通史的に学ぶことを軸に据ゑつつ、比較対象である「外国史」（支那史、西洋史、
 西洋史学）や各論としての「文学史」、史料となる法制書や漢籍の歴史書についての素養をも身に付けさせようとする、
 新時代に即した総合的な（近代国学）の在り方を如実に示すものであつた。²³

三 国史学の形成と皇典講究所・國學院大學

(1) 東京帝国大学における「国史料」から「国史学科」への変遷

明治二十二年（一八八九）六月、帝国大学文科大学の「和文学科」は「国文学科」となり、「国史料」が新設された。前年十月の修史事業移管（内閣臨時修史局から帝国大学臨時編年史編纂掛へ）に伴ひ、文科大学教授をも兼任することとなつた重野安繹・久米邦武・星野恒といふ漢学出身者たちが国史料の主軸で、通説的には、同二十年に設置されてゐた西洋史学を専攻する「史学科」に着任しドイツのランケ史学を持ち込んだ御雇外国人であるルートヴィヒ・リースの助言を受けつつ、その「考証史学」を確立していつたとされてゐる。⁽²⁴⁾

この点からすれば、その「国史料」（未だ「国史学科」では無い）は、帝大の「本科」たる和文学科や「附設教育課程」であつた古典講習科（古典科）からの継承意識は薄いやうに見えるが、考証史学の代表格である重野が「学問は遂に考証に帰す」で伴信友をはじめとする国学系考証学者を高く評価したやうに、もともと国学と漢学には「考証」といふ共鳴可能な学問姿勢の基盤があつた。⁽²⁵⁾ それ故、文科大学教授小中村清矩らの〈近代国学〉認識（国史・法制・国語国文Ⅱ国学Ⅱ国文学）から捉へ直すならば、一面では斯様な〈近代国学〉的基盤から分科した部分もあると言へる。実際、明治二十六年九月に帝国大学文科大学で「講座制」が採用された時点においても、「国語学・国文学・国史」と一括された講座として捉へられてゐたのである。当時、四講座の担任は、水戸学系の栗田寛、漢学系の星野恒、国学系の黒川真頼・物集高見の四教授であつた。⁽²⁶⁾ つまり、帝国大学の「国史」は、西洋史学の影響を多分に受けつつも、人的には主に「考証」を軸とする漢学や国学、水戸学の各系統が合流したものであつた。

明治三十年に「東京帝国大学」と改称された後、同三十四年に「国史」講座が独立し、同三十八年三月には「国史」

講座を「国史学」講座と改め、大正八年（一九一九）には「文学部」の発足に当たり「国史学科」が成立する。

（2）「国史学の父」としての三上参次

「国史」から「国史学」へと至る過渡期において、その生前から「国史学の独立」に寄与したキーパーソンと目されてゐたのが、学問的にハイブリッドな存在とも言へる三上参次であつた。²⁷⁾

三上はその逝去直後、「其ノ学東西ヲ融合シテ国史学ノ面目ヲ一新」したと称へられ、また、「我が国史学の独立は実に先生の力に依るものが多かつた。勿論荒蕪の地に鋤を入れて、学問の更地と作り出した先輩には、重野、久米、星野の三博士があつたが、これに礎石を置き、柱を立て、壁を塗り、屋根を葺て堂々たる大廈高樓に構築した功績は、先生並に先生の指導に依つての其門下生の努力に依つてあつた」とか、「現代国史学の父と称することは、何人も異存なきことと思ふ」とも顕彰されてゐたのである。²⁸⁾

さらに辻善之助は、「先生の学問は国学を經とし、洋学を緯とし、融会貫通巧にこれを運用せられた」と評した上で、①「国史学の独立」、②「史料編纂の事業」（明治二十八年の史料編纂掛設置）の「主裁」、③「明治天皇紀編修」（大正十五年、臨時帝室編修官長）を「先生の三大業績」として挙げたが、①については「従来は国学若しくは漢学の一部分たるに過ぎなかつた国史の研究に科学的研究法を用ひ、国史学科として独立の一科たらしめ、国史学をして今日の隆盛を致さしめたのは、主として先生の力に依るものである。また従来我が帝国大学に於て（而してそれはまた本邦一般史学界の傾向でもあつたが）国史は一般史学の領域内に於ける一分野たるに止まり、大学に於ける学科としても、単に「国史科」と称せられるに過ぎなかつた。明治三十七八年頃に及んで「国史学」の名が始めて公称せられ、「史学科」の中の一分子となり、やがて「国史学科」として独立するやうになつたのは、大正八九年の頃である。これに

ついても亦、先生の多年首唱せられた功が多きに居るのである」と記してゐる。²⁹⁾

国学や漢学、水戸学など伝統的学問の担ひ手のほか、洋行帰りの新知識やリースなどのお雇ひ外国人も教鞭を執つた帝国大学文科大学和文学科を明治二十二年（一八八九）七月に卒業した三上は、即日「国史研究」のため大学院に入学し、研究題目を「本邦の政治史、特に江戸時代に就いて」と設定して重野安繹と小中村清知を指導教授としたが、実際には内藤耻叟に教はつたことの方が多かつたといふ。³⁰⁾ 同二十四年九月、「文科大学史学講義ヲ嘱託」され講師となつたことを皮切りに（「日本法制沿革、日本歴史」担当）、同二十五年七月には女子高等師範学校教授兼文科大学助教授に就任（「国史、日本法制沿革」担当、翌年から「国史、法制史」と改称し同三十一年まで継続）、翌年文科大学専任となり、同三十二年一月には教授に昇格（国語学、国文学、国史第二講座分担、同三十四年に国史第一講座分担、同三十五年に国史学第一講座分担、史料編纂官を離れた大正八年（一九一九）には単独で担任）、大正十年九月より三年間文学部長を務め、同十五年三月に東京帝国大学を停年退職した（八月に名誉教授の称号授与）。³¹⁾

なほ、三上が教授に昇格した際、「国語学、国文学、国史第一講座」の担任は星野恒教授であつたが、第二講座は史料編纂掛主任を兼ねてゐた三上を筆頭に、ともに古典講習科出身で国学的学風を持つ萩野由之と松本愛重が講師として職務分担した（翌年、国史科卒業生の内田銀蔵が加はる）。³²⁾ また、漢学系の田中義成が助教として「国史」を講じた。その二年後に「国史」講座が独立した際は、第一講座は三上を筆頭に松本、内田が分担し、第二講座は教授に昇格した萩野が担当することとなる（星野は「漢学支那語学第一講座」担任に移り、新たに国学者の小杉楳邨が講師として「国史」を担当）。「国史学」講座となる明治三十八年以降は、第一講座を三上とともに新たに教授となつた田中が主に分担し、大正四年からは、国史科卒業生で長年「古文書学」を講じてきた助教の黒板勝美が第二講座、³³⁾ それまで第二講座であつた萩野が第三講座を担当、文学部となる同八年には三上・黒板・萩野が各々単独で講座を担

当する体制となり、同十二年の萩野退官後は黒板と辻善之助が中軸となる。明治後期から大正にかけて、三上を先頭にハイブリッドな学問「国史学」としてのアカデミズム史学（官学アカデミズム）は確立するが、その経過には無視出来ぬ「国学」的通奏低音も観取されるのである。

一方、三上は明治二十三年九月に帝国大学臨時編年史編纂掛（翌年、地誌編纂掛と合併して史誌編纂掛となる）の編纂助手に嘱託され、重野安繹のもとで下働きをしてゐたこともあつた。

同二十五年三月に久米邦武が筆禍事件により非職を命ぜられた後、翌年三月に文相となつた井上毅は、国語教育充実の観点から、水戸学者の栗田寛や皇典講究所・國學院に近い国学者・漢学者らの考へ方に共鳴し、一向に編纂が進まぬ漢文体正史としての官撰の「修史」事業（『大日本編年史』）では無く、国文体による官撰国史叙述を志向してゐたため、同年四月に帝国大学の「史誌編纂掛」を廃したが、三上ら帝大側の「史料」編纂事業構想を踏まへ、同二十八年四月には史料蒐集と史料集編纂を目的とする「史料編纂掛」が設置された。³⁵三上は、星野・田中とともに史料編纂員を命ぜられ、第一高等学校教授の小中村義象（古典講習科出身）も史料編纂委員嘱託となつた（同三十年まで）。さらに三上は、同三十二年一月の教授昇格と同時に統括責任者たる史料編纂掛主任となり（翌年、事務主任）、以後、『大日本史料』と『大日本古文書』の編纂事業に携はつたが、同三十八年の「史料編纂官官制」で史料編纂官となつた後も事務主任として統括し、大正八年には編纂主任の田中とともに史料編纂官を辞め、専任教授となる。中村孝也が述べるやうに、三上は「史料編纂掛の生みの親であり、また育ての親であつた」のである。³⁶

（3）三上参次と皇典講究所・國學院大學との関係

明治二十八年（一八九五）四月十七日制定「文科大学史料編纂掛掛員規約」には、「当分ノ内、従前大学部内ニテ

出版セル諸學術雜誌及ヒ皇典講究所講演ノ外ニハ、歷史上ノ論說考証ヲ掲ケ又ハ著述ヲ公ニスルコトヲ得ス」と明記された。⁽³⁷⁾これは重野らが編年史事業を進捗させない一方、考証主義に基づく挑発的な内容の雑誌論文を多数発表し、各所で軋轢を齎してきたことの反省に基づく規定であるが、実際に三上はこれを機に「公の仕事に携っている間は、自分一個の著述は慎もう」と決意し、生前には自著の公刊を抑制してゐた。⁽³⁸⁾

但し、著述公開が許可された媒体として、帝国内の諸學術雜誌が挙げられてゐることは分かるものの、これに加へて外部かつ私立の国学的研究・教育機関であつた皇典講究所が発行する『皇典講究所講演』の誌名が挙げられてゐるのは何故だらうか。ここに帝国大学史料編纂掛と皇典講究所・國學院の特殊な関係性が現れてゐると考へるべきである。その前提として、小中村清矩をはじめとする明治十年代以来の東大と皇典講究所・國學院双方に属した人々の存在（国学者や漢学者、水戸学者など）があることは確かであるが、國學院設立前後から両者の重要な接点となり、長期間に互つて最も深い縁故を結んでゐたのは三上参次その人であつたのである。

三上逝去時に國學院大學学長であつた河野省三（國學院師範部国語漢文歴史科卒業、第十三期生）は、「博士が国史学の泰斗であり、国学の復興者であり、又、皇典講究所、國學院大學の発生期時代からの関係深い恩人」と評した。⁽³⁹⁾その上で「明治二十三年七月、國學院が山田顕義伯の主唱と松野勇雄氏の補佐とによつて、皇典講究所の学生養成並に学問研究の期間として創立せられた時、其の最も多くの相談に与かつた人は実に井上毅氏であり、三上博士も亦、今泉定助氏、畠山健氏等と共に其の計画に参加せられたのであつた。それで創設当初の学科課程表のうちに、三上先生の名は国史と外国史と地理（歴史地理一斑）との欄に見えてゐる」と述べ、以後も三上が皇典講究所・國學院の「事務的方面」に助力を続けていたことを指摘してゐる。さらには、次の如き回顧もしてゐる。

明治三十六年頃、國學院商議委員会を設置された時、博士も亦これに加はられた。其の後、大正七年五月、皇典講究所國學院大學拡張委員会が設置せられるに及んで、博士も常務委員として参加せられた。それ以来、先生並に芳賀・上田三博士の本所並に本大学に対する関係がまた深くなつて来られたやうに思はれる。私は此の年七月の末に皇典講究所・國學院大學の主事となり、教務課長に就任したから、自然その温容に接する場合も多く、示教を仰ぐことが少くなかつた。此の十二月に芳賀（引用者註・矢一）先生が学長となられ、又上田（引用者註・萬年）先生が昭和二年三月に学長となられた場合も、三先生互に懇談を遂げられたので、其の後、三上先生に学長就任を懇請したことも再三であつたが、先生直接の関係事業の重大性のために、其の実現を見なかつたことほど、先生と本所本学の関係は深かつた。多分服部（引用者註・宇之吉）学長の在任中であつたが、何かの都合で、先生が学長代理として卒業式が行はれたやうに記憶する。

三上は、最後まで皇典講究所理事・協議員、國學院大學商議員を務めてゐたが、時には國學院大學の学長候補にも擬せられ、実際に学長代理の役割を担ふほどであつた。河野の回顧からは、〈近代国学〉から分科する形で形成された近代的学術たる「国文学」、「国語学」、「国史学」のキーパーソンであつた芳賀矢一・上田萬年・三上參次と国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院大學との深い関係が良く分かる。

また、藤井貞文は、次の如く三上を「国学畑」から生まれてきた「史家」と位置付けてゐる。

既に教部省の運動に芽生えて来た教学分離の傾向は、恰度明治十四五年を契機として更に飛躍した。即ち学者臭を持つた国学者は、教部省以後の再生運動から振り離されて、大学の古典講習科や皇典講究所に集つて来た。小

中村清矩、本居豊穎、飯田武郷、小杉楯邨、木村正辞等の碩学を我々は知つてゐる。併しこれ等の人々は、実は江戸の国学者から幾くとも純化してゐない種々な領分を持つてゐたのであつて、大学の和文学科あたりで、小中村翁などが日本歴史を講ぜられたとは言ふものゝ、特に誰を史学者だと言ふ訣には行かない。だが、これから一步を進めると、当然この畑から史家が生れて来なければならぬ。さうしてこの和文学科の出身が三上先生であり、古典講習科から出られたのが和田英松先生や萩野由之博士である。その三上先生が、最も早く歴史の態度を執られたものは、高津楯三郎氏と共著の「日本文学史」であると言つてよからう。実にそれは明治二十三年の事であつた。それから間もなく先生は大学や國學院で国史や日本法制史を講じられ、また史料編纂所の基礎を固められて近年に及ばれた。国史学と言ふものが、一つの独立した学問となつたのも、先生の功績に俟たねばならぬ。先生が晩年に至る迄、国史教育を叫ばれたのは、この意味から言うても尊い事である。⁽⁴⁾

國學院第一期生の松尾捨治郎は、國學院設立当初において三上が最も多く授業を受け持ち、「武家史」、「西洋史」、「歴史地理」、「英語」を担当してゐたと回顧し、また、第二期生の田邊勝哉も、未だ帝国大学大学院に籍を置いてゐた新進の「文学士」である三上から、「大日本地史」(所謂歴史地理)、「西洋史(近世史)」、「武家史」の授業を受けたことを記してゐる。⁽⁴⁾

一方、三上自身も、皇典講究所・國學院大學との關係を次のやうに語つてゐる。

私は今の国学院大学の経営している皇典講究所に、早く学生のうちから關係しておつて、卒業をしたらその仕事を手伝うという約束であつたから、他にはいっこう耳を傾けなかつた。

(…中略…)

松野英雄君と私が相伴っていく度か小田原の十字町に転地しておられた井上毅さんを訪ね、井上さんの紹介に依つて、当時文部省の専門学務局長であつた浜尾新さんに会つたりして、いろいろ計画した結果、国学を盛んにやらなければならぬという機運が向いて来たのです。それで一時は井上さん・浜尾さん等の間で、国文講習所という文部省附属のものにしようという説も起つた。すなわちあたかも前の東京音楽学校が音楽講習所と言つて、文部省附属のものであつたような位置に置こうかという説である。ところが講習所側においては、国文学といふ大きなものにさえしようというのに、そういう規模の小さな講習所などで甘んずる訳にいかないといふので、それは断つてしまい、独立した国学院というものにして、私の卒業した翌年の二十三年に創立された訳なのです。

(…中略…)

私は講究所の方には大学を卒業する頃から今に至るまで、五十年近く関係しており、古い因縁がある⁽⁴²⁾

なほ、三上が学長就任を懇請されても応じなかつた理由は、東大の公務が極めて繁忙であつたのと、「神仏分離」に批判的な彼の宗教観が「狭量な者が多い」と見做された神職との軋轢を惹起すると考へたからであつたといふ⁽⁴³⁾。但し、これはあくまでも三上が持つてゐた個人的な印象であることには注意しておきたい。実際には皇典講究所・國學院大學に縁のある神職たちの神仏観は多様であつて、別途その実態を詳細に検討することが必要であらう。

四 明治期における皇典講究所・國學院の出版メディアと国史学

(1) 『日本文學』『國文學』における歴史関係論考

明治二十二年（一八八九）一月九日に開始された皇典講究所の定期的な公開講演会は、新旧国学者はじめ碩学たちが講演者となつた同所における社会教育活動の原点であり、その講演録（定期刊行物）『皇典講究所講演』は、同所の研究成果を広く社会に発信した初の公的メディアであつた。⁽⁴⁴⁾

皇典講究所における斯様な事業の背景としては、同時期（明治前・中期頃）、国学系と漢学系を軸とする様々な學術結社（洋学系をも含む団体あり）が集会や通信による交流・教育（講義、講演、演説、討論、質問答弁、添削など）を展開し、機関誌や講義録、書籍を含む出版活動を盛んに行つてゐたこと⁽⁴⁵⁾があり、中には国学的教育機関（『国史国文典ヲ専修スル学校』としての大八洲學校）を運営する學術結社もあつた。代表的な學術結社としては、洋々社（『洋々社談』）や好古社（『好古雜誌』）、史學協會（『史學協會雜誌』）、會通雜誌社（『會通雜誌』）、東洋學會（『東洋學會雜誌』）、如蘭社（『如蘭社話』）、明治會（『明治會叢誌』）、國語傳習所（『國語講義録』、『國文』）、大八洲學會（『大八洲學校（『大八洲學會雜誌』、『講義録』）などが挙げられ、これらに関与してゐた国学者たちは元來皇典講究所とも縁の深い者が多く、人的に重なり合ふ部分も大きかつた。

かかる国学系學術結社の登場といふ社会的背景のもと、明治二十一年八月には、皇典講究所卒業生からなる水穂會によつて『日本文學』が創刊され（第二号から日本文學發行所が發行、同二十三年四月より『國文學』と改称し、國文學會が發行）、同二十二年二月には皇典講究所から『皇典講究所講演』が発刊された（基本的に月に二回〔一日・十五日〕發行され、同二十九年八月までの間に計百八十冊が刊行）。さらに同二十七年十一月には、『國文學』の実質

的な後継誌として、國學院の編輯・発行による『國學院雜誌』が創刊された（昭和十九年（一九四四）に一時中断、同二十三年には復刊され、現在も毎月刊行）。『皇典講究所講演』と『國學院雜誌』は二年弱ほど（並走）してゐたが、印刷所はともに「皇典講究所印刷部」（近藤圭造の近藤活版所と同住所）であつた。

『日本文學』といふ誌名は「本邦現行の文學を泛称するに非ずして、本邦固有の文學即國柄の如何を徵証すべきものを謂ふ」もので、「歴史法令言語風俗美術等の部門に就き、論說考証講義筆記質疑答弁等を記載」する「日本文學」は総合的學問「國學」を體現した雜誌であつた。⁽⁴⁶⁾ 同誌や後継誌『國文學』、並行して刊行された『皇典講究所講演』では度々、小中村清矩による〈近代國學〉認識（信心と學問との分離による宗教性の後景化を前提とした事実〔歴史・法制〕と言詞〔文章・國語〕をその主な内容とする「國文學」||「國學」を示す論考が掲載された。⁽⁴⁷⁾

『日本文學』から『國文學』への誌名改称の際は、「余輩は今月を以て、大に日本文學の體面を改め、且つ深く考ふる處あるを以て、題号を變じて國文學としたり。余輩の所謂國文學とは、其意義極めて廣濶にして、決して、言語文章のみを指せる狭義の國文に非ず。我が國柄の如何を徵証し得べき國史國文（即ち狭義の國文なり）を主とし、旁ら法制等の諸學をも包含するものなり。夫の我が邦在來の學問を称して、國學、和學、又は皇學と云ひしものと、其區域には大徑庭なし、但余輩の之れを研究し、之れを發揮し、之を應用するに於て、甚だ科學的（引用者注・ルビ）サイエンチフィック）なるに至りては、全く所謂國學、和學、又は皇學と稱するものと異なれりとす」（傍線原文）とあり、あくまで研究領域としては幅広く國史・國文・法制を包括する総合的な〈近代國學〉認識を前提としつつ、具体的な研究方法は「科學的」であるべきことを説いてゐる。⁽⁴⁸⁾

斯様な性格の雜誌であるから、歴史關係論考も多数掲載された。例へば、文科大学在学中の三上參次は、「独り我が邦に在りてハ、天子は即チ日本、日本ハ即チ天子なりとの愛國心を養成せざるべからず。（…中略…）乞ふ普く國

史の研究を奨励し、以て国民をして日本国に恋々たるの情を生ぜしめよ」と愛国心養成のための国史の必要性を説く一方、明治二十二年には移管されたばかりの帝国大学臨時編年史編纂掛（即ち重野安繹ら）に大きな期待を寄せ、「児島高德が永久に歴史の壇を退く事、足利の兄弟が幾分の汚名を除かれ、従ひて楠新田の諸公が昔日の光輝を失ふ事位ハ、世人須く覚悟すべし。史の出づるに及びて、或ハ切齒憤をなし、或ハ茫然自失するに至る事なくんハ可なり」とまで述べた。⁽⁴⁹⁾ 先述の如く、後年に三上は皮肉な役回りを引き受けるが、当時は重野ら「抹殺論」の成果を肯定してゐたのである。ただ、大学院時代の講演では、歴史は事実と文章の二者が相俟つて「愛国の精神」を涵養せしめるもので「国語国文などより、三倍以上の効能を具へて居る」と断言した上で、「我邦にての在来の歴史」は正史をはじめその多くが漢文で書かれてゐるため、本来の歴史の持つ効能を具備したものは少ない、自国の事実を自国の文章で書いた歴史（特に学校用）で無ければならないと主張してゐる。⁽⁵⁰⁾ なほ、『日本文學』は随時「雜報」欄にて修史事業の状況を報じたが、明治二十三年には「寄書」欄に重野安繹の文章も掲載してゐる。⁽⁵¹⁾

しかし、三上より三歳年長の「文学士」である棚橋一郎（東京大学文学部和漢文学科卒業生で政教社同人、明治二十二年に私立郁文館を創立した漢学系教育者）は、「国史の編纂」を念頭に置きつつ「国史改良説」を唱へる学者について「其の穿鑿、独、英雄豪傑の間に止まらず、遂にハ、我が国開国の古に及び、我が国体を傷け、我が国民の倫理、道徳を害する事鮮少ならざらん事を恐る」と批判を加へてゐる。⁽⁵²⁾ また、三上參次が深く交はつた水戸学系の内藤耻叟は、「新に編修したる和漢の歴史を見るに、大抵皆、史評史論の類にして、各、其の一家の所見を以て之れを左右し、古史を取捨採択するにすぎず」として批判し、「古史の改修」では無くありのままの「其事物の起原沿革」を詳らかにする「歴史の読法」をこそ指南すべきと説いてゐる。⁽⁵³⁾

さらに、古典講習科出身者の中では、佐藤定介（後の今泉定助）が中等教育用の国史編纂の必要性を説いた上で自

身の構成案を示し、落合直文が帝国大学文科大学の国史科新設を「国家のため実に賀すべきこと」と歓迎しつつ、その教授の主任については、旧修史局の漢学者たちは博覧で万事不都合は無いが、やはり「国史科」といふ専門の観点からすれば本職としての国学者の手に委ねられるべきと論じてゐる。⁽⁵⁴⁾

このやうに『日本文学』の歴史関係論考には、国学的観点を基調としつつも多様な見方が共存してゐたのである。

『日本文学』を改題した『国文学』では、巻頭言を中心に教育現場における国史・国文（狭義）の在り方やその普及についての議論が多い印象があるが、歴史関係の論考も掲載された。例へば三上参次は、上古史（神代）に対しても思考停止せず、神武天皇以降の歴史研究と同様の「科学的攻究」が必要であるが、「天地の剖判」や「造化神の成立」、「高天原の处在と、我が国の人種」などの問題は「歴史以外の事」とし、天文学や地質学、哲学、地理学、人類学、言語学、「古物学」（考古学）、社会学、「他邦の史乘」などに質すべきことを主張してゐる。⁽⁵⁵⁾

『国文学』の「雑報」では、当時「考証」についての見解を異にする演説をした川田剛（國學院の漢文講師）と重野安禪の「両博士の喧嘩」のやうに見る世間とは一線を画し、双方の説を紹介してどちらにも肩入れしてゐなかつた。⁽⁵⁶⁾ さらに、帝国大学文科大学国史科の授業用稿本である重野安禪・久米邦武・星野恒合著『國史眼』については、「旧来東洋の歴史と西洋文明史流の歴史とを折衷」した近來の好著述であると評価しつつも、文章が「漢文の直訳なる一事」を惜しんでゐた。⁽⁵⁷⁾ しかし、明治二十四年には古文書・古写本の記述を重んじる星野恒に対し、松本愛重（古典講習科卒業生）が板本（基本文献）の記述見落としを質して聊かの論争になつた如く、帝国大学の国史科や史誌編纂掛に対する不満は燻つてゐたと言へよう。⁽⁵⁸⁾ そして同二十五年には、國學院の作文課題で久米邦武「神道は祭天の古俗」論文が取り上げられ、それに応じた國學院「生徒」のうち、三矢重松をはじめとする三名の齒に衣着せぬ批判論文が『国文学』最終号の「附録」として掲載されるに至つたのである。⁽⁵⁹⁾

(2) 『皇典講究所講演』における歴史関係論考と『國史論纂』

『日本文學』、『國文學』の発行と並行してゐた皇典講究所講演事業は、講演会→雑誌掲載→論集刊行といふ三段階の研究発信として展開された。最終的には、講演記録『皇典講究所講演』に掲載済みの主な論考に加へ、皇典講究所関係者が中心となつて刊行した『日本文學』、『國文學』、『國學院雜誌』所載のいくつかの論考をも含み、明治三十六年（一九〇三）に大日本図書株式会社が発行した『法制論纂』、『國史論纂』、『國文論纂』、そして翌年発行の『法制論纂続編』といふ國學院編纂の四論集に纏められたのである。

このうち一、五八六頁もの大部の書で八十三の論考が収録された『國史論纂』は、当時（明治三十年代）といふよりは、少し遡つた明治二十年代の皇典講究所・國學院における國史研究の集大成と見て差し支へないが、その内容は実に多岐に互る。⁽⁶⁰⁾ 同書中には、「第三 日本歴史時代分割論」（有賀長雄）や「第四 歴史紀年法」（三上參次）といふ西洋も含む外国との比較をも視野に入れた新進気鋭による議論もある。⁽⁶¹⁾ しかしその大部分は、皇典講究所・國學院に關係する大家と新進が江戸時代以来の国学・漢学・水戸学の考証的学風に基づき各種事象の沿革を述べたもので、皇室制度をはじめ、公武の政治史や經濟史、外交史に關する内容がある一方、諸学問の歴史や武術、芸術、商工業、地理、そして衣食住に互る日本人の生活、習俗の沿革など、多種多様な文化史的題材の比重が高く、また、対象時期も全時代に互るが、内藤耻叟による論考を中心に近世（安土桃山・江戸時代）を対象とした題材が比較的多い。

『國史論纂』の冒頭に据ゑられた関根正直「第一 國史の精神」では、「元來和漢歴史は、道義を精神として、經典に次ぐべき教訓書」といふ認識を前提として、「各国皆その國体に相應して、世道人心を裨益すべき精神を以て、歴史を編修するなるべし、然れども其精神は國柄の如何によりて、小差ある事勿論なり、例へば共和政体の國に於ては、愛國の精神こそ肝要なれ、勤王といふことは必要なからむ、さるに我が國史に於ては、まづ尊王忠君の精神を第一に

立てざるべからず」と述べるとともに、「近來科学の開けしにつきて、歴史をも社会学の原則に照して、論ずる事」は「學術進歩の点に於て、然るべき道理なれど、其の弊や牽強附会となり、摘発穿鑿となりて、從來世人が既に認定せる事柄を、無遠慮に破壊するに至る」と釘を刺してゐる。⁽⁶²⁾

この閔根の言を念頭に置いた岩井忠熊は、『國史論纂』について「修史局一派の、抹殺論的考証主義への敵意にみちた論文を多く見いだすことができる。その中には重野らと合わないで修史局を去った漢学者・川田剛も加わっており、重野らを「破壊主義」とする激烈な攻撃が行なわれている。『國史論纂』の中には右のような傾向をもたない学究的な論文も多いが、全体の基調は以上のごとくであった」と批評した。⁽⁶³⁾

実際には多岐に互る事物の沿革考証が大部分を占めるため「全体の基調」とまでは言ひ難いが、『國史論纂』に収録された川田剛の「第五十 湊川楠公碑の話」では直截的では無いものの「例の破壊主義を喜ぶ学者たち」を痛烈に批判してをり、これに名指しで駁論を加へた重野安繹に対しては改めて「第五十一 再湊川楠公碑の話につきて」で痛論してゐる。⁽⁶⁴⁾ これらの初出は明治二十六年であるが、重野と川田の対立・論争はこの時期に始まつたものでは無く、明治十年代初頭の修史館における主導権争ひから続く根深いもので、大久保利謙は主流の修史館派と傍流の国学・国文派との対立・交流の接点として川田史学を捉へた。⁽⁶⁵⁾

先の論考を読む限り、皇典講究所関係の学者は、坂本太郎が「教訓主義との訣別、考証主義の堅持」に向かつたと評した、重野安繹を会長とする史學會主流の対極にあるやうに見える。⁽⁶⁶⁾ しかし、川田剛は「第四十九 考証学の利弊」において、「考証学が、段々精密になつたは、支那経学ばかりで無く、我国学も亦同様」と重野と殆ど変はらぬ指摘をした上で「歴史の事実を定むるには、考証より外は無い、考証は旧記古文書に拠る外は無い、其古文書、十に八九は実説で有るが、十の内一二は、随筆雜説物語等の方が却て実を伝ふる事が有る、夫故公平なる目で見ると考証学の

利益は、十中の八九分を占めたる内に、一二分は弊害を免ぬかれる者なり」と結論付けてゐる。⁶⁷つまり双方とも当然の如く厳密な「考証」は共通の基盤であつたが、依拠する史料の選び方や捉へ方を異にしてゐたのであり、関根正直にしても、史学は充分「科学」として講究すべき価値があると説いてゐたのである。⁶⁸

(3) 『國學院雜誌』草創期における「国史」関係記事

明治二十七年（一八九四）十一月創刊の『國學院雜誌』は、その第一（創刊号）に挟み込まれてゐた一枚刷りの附録「國學院賛成員待遇規約」に見られるやうに、國學院事業に賛成する金銭寄贈者に対する特典の一環で贈呈される雑誌として始まつた。創刊号における「発刊の趣旨」では、「本誌を發刊する、其の目的二つあり。一つには、国史国文の普及を計り、一つには、深くこの学問を研究して、其の新彩を發揮するにあり、而して、国史とは、云ふまでもなく、我が国民の過去の記録すべてをいひ、国文とは、古來わが国に發達せる一切の言語文章をいふなり」と述べ、①「国史国文」の普及（教育・研究発信）と②「国史国文」の研究、要するに「国学」の実践を目的とすることを謳つてゐる。⁶⁹そして、この目的を達するためには、「まづ此の学問をして、真に普通教育の基礎」たらしめることが必要、つまり自国の国柄の由来・沿革を学ぶ「国史国文」即ち「国学」教育を、普通教育（初等・中等教育）の基礎とする營為に主眼を置くことを明らかにしてゐる。⁷⁰

また、創刊号の「彙報」欄における「国学の趨勢」では、まづ「国学とはもと、わが国に發達せる諸般の学問の総称なり其の重なるものを神典、歴史、制度、法令、言語、文章とす、此の外美術を始め農工商業、地理、産物等すべて古へより本邦に存在し發達する事物を探究するは皆国学の範圍内にありしなり」と総合的学問「国学」が本来有する幅広い領域を示した上で、明治維新以降、特に明治十五年からの展開を概観し、「かくて多様の意義を含めりし国

学といふ名称は今殆ど国史国文をのみ指すが如くなれるなり」と指摘した。⁽⁷¹⁾

但し、あくまでも理想は、日本人の主体性を保持した総合的学問に確立にあつた。同誌第四に掲載された杉浦重剛（後に学監）の巻頭言では、「国体を明らかにし、国史国文を研究するは、普通教育の精神とすべき所」で一つの専門とすべきで無いことを説き、学問の統一を図り「他国の學術技藝」も同化して「皆国学の範圍に属すべき」で「若し帝国大学にして、学問の統一を企図し、能く之を實行せば、我邦の学問は、悉皆国学」なのだから、「余は国学の文字の、学問社会に消滅せんの日を以て始めて真性なる国学の勃興せる時節の到来たるを期するものなり」とまで述べてゐるが、國學院第一期生三矢重松は、「國學院同窓会」の機関誌で大いに賛同してゐる。⁽⁷²⁾

同じく同誌創刊号「彙報」に掲載された「国史界」なる文章でも、修史事業を軸に明治以降の国史の展開について概観し、「(史誌) 編纂掛委員諸氏」が努めて「科学的」に考証批判をしようとして「往々些末の考証にのみ偏して大体の統一を疎かにし就中歴史上の美談を抹殺せし事などたび／＼ありて夙に世の物議を醸したりし」結果、明治二十五年の「久米氏事件」へと至り、現状は「衝突の對手両々なほ暗々裡に存する」と記してゐる。⁽⁷³⁾ 事実が比較的客観的に書かれてはゐるが、川田剛同様の重野安繹批判の文脈が滲み出てゐることもまた否めない。同号の「彙報」欄には、久米邦武が『史學雜誌』に連載した「史学の標準」の大意が批評無しで掲載されてゐるが、栗田寛と松本愛重はそれぞれ、名指しこそしないものの、重野らの批判を含む文章を寄せてゐる。⁽⁷⁴⁾

同誌第三からは、編輯の主任者（代表者の青戸波江か）の依頼に応じた小中村清矩が、その国学の大家としての該博な知識を活かして「中学校卒業以上の生徒の為」即ち現在で言へば高等教育機関の学生のために古今に互る膨大な国史学関係書目について紹介し、重要な文献には簡潔に問題を加へた「国史学の栞」が「雑録」欄に連載されたが、彼は明治二十八年十月十一日にコレラで急逝したため、未完に終はつた。⁽⁷⁵⁾ ただこの碩学の絶筆は、当時養子であつた

小中村（旧姓・池邊）義象の尽力で一ヶ月後には書籍として刊行され、以後も版元を替へつつ普及した。⁽⁷⁶⁾

「彙報」欄には、『史海』や『史學雜誌』など史学関係雑誌や教育における国史の取り扱ひ、『古事類苑』編纂事業（皇典講究所から神宮司庁に委託を転換）、史談會（明治二十二年創立）などの「国史界」に関する動向が幾度も報じられたが、帝国大学史料編纂掛については人的配置のみならず、その史料（古文書）採訪の地方出張に関する様子も度々取り上げてゐる。⁽⁷⁷⁾『國學院雜誌』でも萩野由之が「郷土史料の編纂」を強く推奨してゐるが、すでに明治二十六年から、麹町区飯田町の皇典講究所印刷部（近藤瓶城・圭造の近藤活版所と同住所）内に設けられた「史料通信協會」（井上頼圀・平瀬龜之助・根岸武香を發起人とし、皇典講究所・國學院の中核が多数賛同）において、全国各地の会員と通信し『史料通信叢誌』といふ雑誌を媒介とすることで郷土史料（古書類、古文書類、古器物類）の蒐集、国別史料の編纂を試みてをり、当時の「国史界」における史料蒐集の傾向と軌を一にしてゐる。⁽⁷⁸⁾

なほ、初期『國學院雜誌』の「彙報」欄記者は、史学界の現状認識や「科学」と「国学」の捉へ方をめぐり、度々『早稲田文學』や『帝國文學』、『東洋哲學』などの記者と議論を展開してゐる。その中で『國學院雜誌』記者は、史学研究上の二大潮流を取り上げ、「各正路をとりて進まば、国学的研究可なり。科学的研究可なり。誰が之を抑圧する者ぞ」と書き、また、「予輩は今の所謂国学中より、科学として排（引用者注・輩）出すべきものあるべきを信ず。玉石混交の国学大に革新を要す」といふ認識や「国学には広狭の二面あり。国史、国文、道義の分科的攻究、これ狭の一面なり。国史、国文、道義三者の狭の方面に於いて攻究せられたるものを綜合して、其の精を抽き、其の真髓を捉らへ来て、国の精神骨髓を明にし以て国民の思想を律する、これ広の一面にして、又実に国学の大眼目なるものなり」といふ「国学」と近代的學術との関係について述べてゐる。⁽⁷⁹⁾

後年、三浦周行は、「明治二十七年には國學院から國學院雜誌が生れた。これは学校の性質上單なる史学の雜誌で

はなく、寧ろ文学趣味を多く盛られてゐたけれども、二十二年から発行されてゐる其母胎たる皇典講究所の講演（三十年廃刊）共に歴史に関する有益なる論文も決して少しとせぬ」と評したが、明治二十年代の「国史」研究・教育を考へる上で、皇典講究所・國學院の出版メディアが果たした役割は、決して無視出来ないであらう。⁸⁰⁾

五 明治後期から大正初年にかけての歴史に関する教育課程

（1）明治三十年前後の皇典講究所・國學院

皇典講究所の経費は、明治十五年（一八八二）の創立以来、宮内省の御下賜金と神宮並びに全国の官国幣社からの課出金、各地の皇典講究分所や有志者の寄附金に頼つてゐたが、國學院や共立中学校（同二十一年創立の補充中学校の後身、同二十七年に東京府移管、後に府立第四中学校）の経営、総合的類書『古事類苑』編纂などで多額の費用がかかるのにも拘らず必要額には全く達せず、神社制度の改正により官国幣社からの出金が任意となつたこともあつて、様々な募金の試みの甲斐もなく負債は増加する一方でその財政は逼迫してゐた。

明治二十九年には負債整理のため、神宮教々院（同十五年の神宮教導職分離によつて神宮司庁から分離した宗派的「神道」の一派である「神宮教」における東京の教務総括所）による皇典講究所・國學院の買収が行はれ（実際には飯田橋校舎の土地と建物を担保として神宮教院より借金をする売買契約を締結）、神宮教々院の学寮である神宮教々校（同二十六年開校の教師養成機関で、藤井稜威や平田盛胤をはじめ、國學院講師の小中村清矩や本居豊穎、久米幹文、飯田武郷らの国学者が教鞭を執つた）を併置してその生徒に国史・国文・道義を主とする國學院と同様の学科を教授することとなつたが、教校は尋常中学校二年生以上の中等教育レベルであつたため、修業年限三年の國學院別科と

した。⁽⁸¹⁾その間、同二十五、二十六年には初代所長の山田顕義と幹事の松野勇雄といふ大黒柱が相次いで逝去し、さらに同年に初代院長の高崎正風も辞任したため、翌年には國重正文が院長となつたが、同二十九年には佐佐木高行が所長・院長に就いて人事の刷新を図つた（佐佐木高行所長は、事実上の院長代理として嗣子・高美を國學院講師に任じた）。

同年三月には、帝國議會の貴衆兩院で殆ど同内容の「國費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案」が議決されてゐる。衆議院では、「国学」＝歴史（法令含む）・国語といふ認識のもと、「全国学校中専門ノ教科ヲ置キ規模体制ノ稍々觀ルヘキモノハ独リ國學院アルノミ」だが現状は衰頹してゐるため、「固有ノ歴史ヲ保存シ固有ノ国語ヲ發達スルハ國家ノ義務タルトキハ宜シク適當ノ保護ヲ与ヘテ其ノ拡張ヲ図ラサルヘカラス」と建議されてゐた。⁽⁸²⁾

皇典講究所長就任直後の佐佐木高行は、政界・官界に積極的な陳情を行つたが、結果的に当時の伊藤博文首相と西園寺公望文相ら政府首腦の対応は冷淡なものだつた。同年七月には、「既ニ帝國大学文科大学ニ国史科国文学科博言学科等ノ設ケアリテ之カ學術ヲ教授シ又ハ大学院ニ於テモ其蘊奧ヲ攻究セシメ居ルカ故ニ目下特ニ之ヲ保護スル必要ナキノ意見ナレハ建議ノ趣旨採用不相成」と閣議決定したのである。⁽⁸³⁾つまり建議では国史・国文を含む総合的学問「国学」の高等教育機関である國學院の保護のため国庫補助を求めたが、当時の政府要路には総合的な「国学」に対する理解など全く無く、帝國大学文科大学で足りてゐると一蹴したのであつた。これ以後も佐佐木所長と國學院講師たちは陳情を続けたが、衆議院では明治三十二年まで同趣旨の建議が二度議決され、貴族院では同年に同様の建議が委員附託のまま議決されず、結局実現には至らなかつた。⁽⁸⁴⁾また、同三十一年十二月中旬より翌年四月初めにかけて國學院と神宮皇學館との合併が検討されたが頓挫してゐる。⁽⁸⁵⁾

(2) 明治三十年代の國學院における教育課程の歴史関係科目

次に、前述した明治三十年前後における皇典講究所・國學院をめぐる不安定な状況を念頭に置きつつ、國學院での「歴史」に関する教育課程を見てみよう。

明治三十年（一八九七）九月開講の学課表では、「国史」は一年級に「古事記〔上巻〕（一）」（飯田武郷）、「古事記〔中巻〕（一）」（久保惠郷）、「王政史〔書紀・統紀〕（二）」（萩野由之）、「読史餘論（一）」（今泉定介）、二年級に「王政史（二）」（丸山正彦）、「武家史（二）」（内藤耻叟）、「大鏡（一）」（落合直文）、「日本紀實問（一）」（飯田武郷）、三年級に「武家史〔足利時代〕（一）」（丸山正彦）、「武家史〔徳川時代〕（二）」（萩野由之）、「大日本史志類序文（二）」（内藤耻叟）、「続日本紀實問（一）」（内藤耻叟）が配置され、「外国史」は一年級から三年級まで、「支那史」（一年のみ二時間、二、三年は一時間）は林泰輔、「西洋史」（各年級二時間）は隈本繁吉が担当した。その他、歴史関係科目は、「国文」二年級で「文学史（一）」（関根正直）、「法制」では一年級に「日本制度通（二）」（萩野由之）、二年級に「令義解（二）」（萩野由之）、「法曹至要抄（一）」（井上頼圀）、三年級に「三代格（二）」（井上頼圀）、「皇室典範（一）」（丸山正彦）、「漢文」の一年級に「史記列伝（二）」（林泰輔）、二年級に「春秋左氏伝（二）」（福永得三）が置かれてゐた。因みに同年の第五回國學院卒業生は、本科五人、撰科一人、別科一人で、その卒業論文の分野は「道義」が二人、「国文」が四人に対し、「国史」は井野邊茂雄「足利時代皇室史」をはじめ十六人で最多であつた。⁸⁶

また、明治三十二年四月五日の文部省令第二五号「公立私立学校・外国大学校卒業生ノ教員免許ノ件」によつて、私学を含む許可学校方式の無試験検定制度が成立するに伴ひ、人文系では東京専門学校（後の早稲田大学）や哲学館（後の東洋大学）とともに國學院も逸速く許可学校となり、私学における中等教員養成（当初の免許科目＝日本歴史、国語）の開拓校の一つとなつた（「教職の國學院」の制度的原点）⁸⁷。

同年九月には、歴史関連の新たな講師として、「王政時代史・武家時代史」に横山達三、「西洋史」に上原菊之助の両「文学士」、「古代法制」に熊谷直一郎（國學院第二期）、「東洋史」に西村豊を迎へ、本科の学科改正が行はれる中で、「国史法制」において「王政時代史」が三年間を通して講ぜられることとなるとともに、第一学年には「古代法制」、第二学年には「武家時代史」などが加へられ、「外国史」には「東洋史」、「西洋史」、「史学」が設けられた⁽⁸⁸⁾。また、同三十三年から開始された皇典講究所の「神職講習会」における歴史系講習科目では、「国史（神皇正統記）」を國學院講師・今泉定介、「神祇史・神祇制度」を皇典講究所講師・佐伯有義といふ両国学者が務めてゐる⁽⁸⁹⁾。

これ以後、同時期に複数が担当した科目もあるが、「武家時代史」は岡部精一や本多辰次郎、藤岡繼平、「王政時代史」は喜田貞吉や熊谷直一郎、宮西惟助（國學院第一期生）、「続日本紀」は内藤耻叟や邨岡良弼、「武家制度（法制）」は三浦周行、「古文書記録類」は黒板勝美、「西洋史」は矢野仁一が担当した⁽⁹¹⁾。明治三十六年のカリキュラムでは、「外国史料」は「東洋史」が西村豊、「西洋史」と「史学」は矢野仁一が担当したが、「国史法制科」には、第一年級において「王政時代史」（重田定一）、「古事記」（丸山正彦）、「日本制度通・皇室典範」（宮西惟助）、「法学通論」（西川一男）、第二年級において「武家時代史」（岡部精一）、「日本書紀」（三木五百枝）、「神祇史」（丸山正彦）、「法制史（王代）」（三浦周行）、第三年級において「武家時代史」（藤岡繼平）、「東鑑・記録古文書類」（黒板勝美）、「法制史（武家）」（三浦周行）、「憲法・神祇制度」（中川友次郎）が設けられた⁽⁹²⁾。

公武の時代史や古文書に関する「国史」は帝大出身者、「法制史」は帝大選科出身の三浦周行が務めたが、皇室制度は院友の宮西惟助が受け持ち、『古事記』・『日本書紀』や「神祇史」については国学者の丸山正彦や三木五百枝が担当してゐる。特に丸山が担当した「神祇史」は、「憲法・神祇制度」とともに明治三十五年に導入された國學院独自の科目と言へる。なほ、同時に「道義哲学科」第二・三年級においては別途、神道思想史を軸とする「神道史」が

設けられてをり、その翌年度から東京帝国大学文科大学哲学科を卒業したばかりの田中義能が担当してゐる。⁽⁹⁵⁾

また、開設以来休講状態だった研究科は、明治三十六年九月より再開され、「国史法制科」指導講師は井上頼因・三上参次・萩野由之・関根正直・三浦周行が担当したが、研究科学生とその研究題目は、小林秀雄「日本に於ける封建制度の発達」、高野義太郎「日本女子の政治上に関する勢力」、森林助「南北朝時代史」、清水眞三郎「大宝令と唐制との比較研究」、高橋萬次郎「大宝令の研究」、植木直一郎「日本法制史（特に武家時代）」、丸橋金次郎「徳川季世史」、眞鍋貞恵「祭祀に関する礼典沿革」、柏原安之助「神道史」、上地信成「徳川時代の風俗史」、鷹野勇雄「我国の族姓及族姓制度」であつた。⁽⁹⁶⁾法制史や神道史関係の題目選定に当時の國學院における国史学の特色が現れてゐる。

なほ、本稿では詳述しないが、明治三十〜四十年代にかけて、國學院卒業生（院友）有志と在学生による研究活動が、國學院第四期生の田窪千秋や第五期生の鈴木（八代）國治・櫻木（澤田）章・井野邊茂雄・早川純三郎らを中心に推進され、かかる動きを前提として、当時まだ在学生（私立國學院大學大學部国史科、第十八期生）であつた宮川宗徳や秋岡保治・野澤富恵らの働きかけにより、明治四十二年二月頃までには三上参次を会長とする「國史學會」が設立されてゐる。⁽⁹⁷⁾また、萩野由之が監修し、いづれも院友の八代國治・早川純三郎・井野邊茂雄が中心となつて地道な作業を積み重ねつつ編纂した大著『国史大辞典』・『国史大辞典挿絵及年表』（吉川弘文館、明治四十一年、本編二、三八〇頁以上、挿絵及年表二二〇頁）の公刊は、国史学界の金字塔となる画期的業績であつた。

(3) 旧制専門学校「私立國學院大學」における「国史法制」の教育課程

明治三十七年（一九〇四）四月二十三日、「私立國學院」は専門学校令による認可を受け、大学部・師範部・専修部が置かれた。⁽⁹⁸⁾翌三十八年における「国史」系科目担当者を挙げると、藤岡繼平が「日本歴史」や「武家時代史」、

三浦周行が「法制概要」や「法制史（武家時代）」、「法制史（王朝時代）」、「黑板勝美が「古文書記録」、岡部精一が「武家時代史」、堀田璋左右が「王朝時代史」、丸山正彦が「日本紀」や「古事記」、「神祇史」、宮西惟助が「法制一斑」、大宮兵馬が「日本紀」や「神皇正統記」を担当してゐる。⁽⁹⁹⁾ 同三十九年には、「私立國學院」から「私立國學院大學」と改称される（但し、位置付けは未だ「専門学校」のまま）が、翌四十年には三浦周行が京都帝国大学に赴任したため、澤邊復正と植木直一郎が「法制史」の後任となり、「有職故実」は国学者の小杉楳邨が担当することとなつた。⁽¹⁰⁰⁾

なほ、明治四十年の『國學院雜誌』においては、道徳・神道・国史学・国文学・国語学・歌学各界についての過去四十年間における概観を國學院出身者らが連載し、さらにそれらをまとめ、『明治國學概観』なる書を作成することを計画してゐた。⁽¹⁰¹⁾ このことから、当時の「私立國學院大學」における「明治国学」の認識、つまりは総合的学問としての〈近代国学〉の維持や継承の意識も窺へるのであるが、結局同書は刊行されず「幻の書」となつてゐる。

旧制専門学校としての「私立國學院大學」における明治四十二年の「国史法制」の講師陣を見ると、「国史」を担当したのは主務講師の藤岡繼平（国史読本講読、史籍解題、大学部本科Ⅱ奈良朝史、平安朝史、武家時代〔応仁乱より織豊時代〕史、師範部Ⅱ武家史、歴史研究法）をはじめ、芝葛盛（師範部Ⅱ王朝史、大学部Ⅱ大化改新以前）、岡部精一（師範部Ⅱ鎌倉より戦国時代の終はりまで、大学部Ⅱ鎌倉室町）、辻善之助（大学部Ⅱ徳川史、七代將軍まで）、澤田章（大学部Ⅱ徳川史、八代將軍以降）、「法制史」は澤邊復正と植木直一郎、「有職故実」は小杉楳邨、「古文書字」は伊木壽一、「講読」は大宮兵馬（古事記・風土記）をはじめ、黒川真道・丸山正彦（吾妻鑑・禁秘抄）、井上頼固（台記、玉葉）、「法学通論」は西川一男、「経済汎論」は中島信虎といふ布陣であつた（翌年度も継続⁽¹⁰²⁾）。主となる「国史」は院友の澤田章（第五期生）以外は帝大出身者であつたが、古典講読は国学系教員で占めてゐることが分かる。

また、同年設置された「皇典研究所神職養成部」の神職講習科（現任神職の講習）の「歴史」では、「神代史」を

大宮兵馬、「神武天皇ヨリ奈良朝迄」を萩野由之、「平安朝ヨリ明治迄（近世史ヲ主トス）」を辻善之助、「神祇史」を宮地直一が受け持つてゐる。⁽¹⁰⁸⁾特に帝大出身である宮地の講義は、「歴史年代に於ける神祇に関する事件、又はその思想等の起源并に変遷を究める」ことを目的とした国史学の一分科、特別史として「神祇史」を捉へ、体系的通史を指して講じたもので、翌年一書に纏められ、神道史学上、画期的な業績として知られてゐる。⁽¹⁰⁹⁾

明治四十四年には、前年に没した小杉楯郎に替はつて黒川眞道（国学者黒川眞頼の子、古典講習科出身）が「有職故実」を担当するやうになつたほか、藤岡繼平が広島高等師範学校教授に転出したため、新たに「奈良朝及平安朝史」は和田英松（古典講習科出身）、「織田豊臣時代史」は渡邊世祐が担当となり、また、辻善之助が東京帝大文科大学助教授となつて欧米に留学したため、「徳川時代史」には幸田成友が加はつたが、さらに「法制史」担当の澤邊復正が「国史読本講読」、植木直一郎が「徳川時代史」も兼担し、新科目である「歴史研究法」は小林秀雄（「西洋史」も担当）、「記録」は山本信哉のともにも院友（國學院卒業生）が受け持った。⁽¹⁰⁶⁾また、大正元年（一九一二年）九月には、すでに前年には講師に嘱託されてゐた院友の八代國治（史料編纂官補）が「鎌倉室町史」、高橋健自が新科目「考古学」を担当し、さらに岡部精一が「維新史」、渡邊世祐が「神代史」も兼ねて受け持つてゐる。⁽¹⁰⁸⁾

大正二年より「貞永式目」を「文学博士」の国学者松本愛重が、「朝鮮史」を漢学者林泰輔（東京高等師範学校教授）が、同三年には「皇室制度」を国学者池邊義象が担当した。⁽¹⁰⁹⁾これらはいづれも新規科目であるが、担当者三名がいづれも古典講習科の出身であつたことは興味深い。また、辻善之助は帰朝後、同三年には「国史特別講演」を受け持つたが、同四年以降は「文明史」を担当することになり、さらに同年、宮地直一は皇典講究所神職養成部のみならず、國學院大學でも「神祇史」を講ずることとなつた。⁽¹¹⁰⁾かくして財団法人皇典講究所がともに経営する神職養成部や旧制専門学校「私立國學院大學」では、大正初年までに「国史」を軸とする歴史関係科目を充実させ、皇室制度をも含む

「法制史」や「神祇史」などが組み込まれた特色ある教育課程を整備してきたのである。

六 むすび―國學院大學学部国史学科の誕生と国学的学統意識―

本学は、明治三十七年（一九〇四）に専門学校令による旧制専門学校「私立國學院」（大学部〔国史科・国文科・予科二年、本科三年、大正八年（一九一九）には道義科も設置〕、師範部〔国語漢文歴史科↓国語漢文科・歴史地理科、三年〕、専修部〔国史科・国文科、三年〕）となり、明治三十九年には「私立國學院大學」と改称したが、大正八年には「私立」を削り「國學院大學」と改めた。同九年には大学令大学に昇格し「財団法人皇典講究所」を経営母体とする國學院大學は「学部」（専修学科↓道義学科〔昭和二年（一九二七）には同学科中に倫理科・哲学科を開設〕・国史学科・国文学科）・予科・研究科を持つ私立大学となつた（慶應義塾大学・早稲田大学が昇格した二ヶ月後、中央大学・日本大学・法政大学・明治大学・同志社大学と同時に昇格^⑩）。大正十二年には飯田町から渋谷に校舎を移転する。

かくて大正九年、大学令大学に昇格した國學院大學は、従前の九月入学を四月入学に改め（新たな予科が開講）、名実ともに「私立大学」として出発したが、九月二十五日には、従来「専任講師」であつた松井等・三矢重松・小林秀雄・植木直一郎・河野省三に「教授」を囑託し、三矢を高等師範科部長、小林を予科部長に任命してゐる。^⑪

「國學院大學学則」に拠れば、「学部」の授業を講義・演習に分け、一学年毎週二時間を以て一単位（第八條）として「毎学年十単位以上ヲ学習スベシ」（第九條）とされ、その開設講義・演習は、甲種（毎年開設）・乙種（二学年に一回開設）・丙種（三学年に一回開設）が設けられたが（第十條）、各学科の必修科目十六単位に加へ、その他開設授業科目を「随意選択シテ学修スルモノ」とされた。^⑫ そのうち「国史学科」の必修は、「帝国憲法及び皇室典範」（一）、

「国民道徳」(一)、「国史」(四)、「日本法制史」(一)、「東洋史」(二)、「西洋史」(二)、「史学研究法」(一)、「国史ニ関スル演習」(四)で(丸括弧内は単位数)、三十単位以上修了、卒業論文試験合格を以て卒業とした(第十二條)。

そして、大正十一年四月を以て新制度の「学部」が開始されると、学部国史学科の科目には、「現代史」(澤田章)、「安土時代史」(渡邊世祐)、南北朝史(八代國治)、「神祇史」(宮地直二)、「史籍解題」(和田英松)、「史学研究法」(小林秀雄)、「西洋史」(小林秀雄)、「東洋史(第一革命以後の支那)」(松井等)、「東洋史(北方民族史特ニ蒙古民族史)」(箭内互)、「日本文明史」(辻善之助)、「古文書学」(伊木壽一)が配置された。⁽¹⁴⁾ 学部生が三年まで揃ふのは同十三年で、翌十四年三月には初めて学部の卒業生を送り出し、國學院大學における「文学士」が誕生したが、国史学科は十名(道義学科は四名、国文学科は十四名)が卒業してゐる。⁽¹⁵⁾

ここに成立した「学部」専修学科「国史学科」の教育課程のみならず、大学令大学としての國學院大學では、総合的学問「国学」の最高学府らしく、「学部」全体に歴史関係科目が鏤められたユニークなカリキュラムを構成してゐた。⁽¹⁶⁾ また、昭和四年には「国史研究室」(第一国史・植木直一郎、第二東洋史・松井等)も設置される。⁽¹⁷⁾

最後に、冒頭で紹介した、〈國學院大學における「史学の伝統」は、建学の精神(神道と国学)を基軸としつつも東大における「正統派の実証史学」の学統に連なるもの〉といふ桑田忠親の見解に立ち戻りたい。

ここまで、國學院大學の校史に照らし、また、「東大史学」との関係補助線としつつ、本学の「歴史」(特に国史)に関する教育課程の変遷や歴史(国史)研究・発信の系譜を具に辿ることで「学部国史学科成立前史」を検討してきたが、結論から言へば、やはり経験的実感をも含む桑田の理解は基本的に首肯出来るものである。

もともと明治十五年の皇典講究所創立以来、皇典講究所系国学者と帝国大学系国学者との相互交流や人的重複はあつたが、それが同二十三年の「國學院」設立によつて明確に両者の合流、統合がなされることで、〈近代国史最後の砦〉

と化したのが帝都東京随一の国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院が持つ独自性であり、それは多様な国学の学統を含みながらも、国史・国文・法制を軸とした総合的学問としての〈近代国学〉的学風を保持することに繋がったのである。一方、東大における「正統派の実証史学」の担い手も、漢学系や水戸学系、国学系が入り混じり、決して一枚岩では無かったが、いづれも近世以来の「考証」を媒介として「実証史学」へと連なる回路を持ち、共鳴可能な土壌を有してゐた。その中から登場し、近代的学術「国史学」を独立させたキーパーソンであり、自身も学問的にハイブリッドな存在であつた三上参次が、実は殆どその生涯を通して皇典講究所・國學院（國學院大學）に關はり続けたことを大きな要因（導因）として、東京大学（帝国大学、東京帝国大学）文学部（文科大学）や史料編纂掛（史料編纂所）における「国史学」との關係を結び続けることになつた皇典講究所・國學院大學においては、創立以來の建学の精神（神道と国学）を基軸、或いは基盤としつつ、「正統派の実証史学」が深く刻み込まれたのである。

但し、本稿では詳述しないが、国学的総合性が意識され、「学部」全体に歴史関係科目が配置されてゐた國學院大學では、先述した桑田忠親自身が国文学科出身であるにも拘らず史料編纂掛に勤め、中世史研究の第一人者になつたやうに、国史学科のみならず道義学科や国文学科の出身であつても、結果として歴史研究者となる者もゐたのである。また、大正九年になつて名実共に最高学府の形態を実現した國學院大學における高等教育は、国史学科を含む「学部」の存在だけでは語れない。昭和四年段階の國學院大學では、「学部」以外に、旧制専門学校（専門部）に当たる大学附属の併設教育課程として三年制（昭和十二年に四年制に延長）の「神道部」（昭和二年に専門学校校令による「神道部」を設置し、同四年に改称）や三年制（同三年、四年制に延長）の「高等師範部」（専門学校校令による「私立國學院」認可時の「師範部」を大正九年に改めた「高等師範科」を同十二年に改称）⁽¹⁸⁾を設けてゐた。つまり、高等神職養成（卒業生に学階「学正」授与、即ち将来奏任待遇の官国幣社宮司・権宮司と成り得る者の養成をも含めた課程）

や中等学校教員養成といふ高等教育における二大専門職養成をも行つてゐた。重要なのは、これら専門職養成の場においても、國學院大學独自の歴史(国史)教育が施され、歴史に関する研究業績を残してゐる者が多いことである。

要するに、現在なら、國學院大學における狭義の「日本史学」の担ひ手である「文学部史学科」や「大学院文学研究科史学専攻」の出身者のみならず、これらの教育課程とはルートを異にするものの、本学独自の伝統を誇り、外部からも定評のある「神道史」や「日本法制史」などの分野に取り組む多様な歴史研究者たちも、当然國學院大學における建学の精神(神道と国学)を基軸とした国学的学風と「正統派の実証史学」の学統に連なる者と言ふはかばか無。現に、本学の「史学科」や「史学専攻」の出身では無いものの、本学の「史学の伝統」を継承する者と自認し、国学的学統意識を持ちつつ近代神道や国学に関する実証的歴史研究を行つてゐる本稿の筆者の如き者もゐるのである。

註

- (1) 桑田忠親「国大史学の伝統―新入生に与える―」(『國學院雜誌』第六六卷第五号、昭和四十年)。
- (2) 桑田忠親は、國學院大學の「建学の精神」を端的に「神道と国学」と表現してゐる。桑田忠親『黄色い鶏』(旺文社文庫、昭和五十七年)二八四頁、同『回想録』(私家版、昭和六十二年)六九頁を参照。
- (3) 筆者による関連論考としては、『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文学』『国文学』『皇典講究所講演』総目録解題―」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學校史・学術資産研究センター紀要』第一号、平成二十一年)、「近代国学における「神道」と「道德」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」(『國學院大學校史・

『学術資産研究』第二号、平成二十二年）、「近代国学と郷土史」（由谷裕哉・時枝務編著『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平成二十二年）、「近代国学と日本法制史」（『國學院大學紀要』第五〇号、平成二十三年）、「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」」（『國學院大學人間開発学研究』第三号、平成二十三年）、「皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十三年）、「近代国学と人文諸学の形成」（井田太郎・藤巻和宏編『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年）、「近代における国学的教育機関の社会的役割に関する一考察―財団法人大阪國學院の事例から―」（『日本教育史学会紀要』第五卷、平成二十七年）、「国学的教育機関に関する基礎的考察―「近代国学と教育」の視座から―」（『國學院大學人間開発学研究』第七号、平成二十八年）、「近世の考証的学問から近代国学へ」（井上泰至編『近世日本の歴史叙述と対外意識』勉誠出版、平成二十八年）、『大阪國學院史―創立百三十五年・通信教育部開設四十年―』（一般財団法人大阪國學院、平成二十九年）、「國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察」（『國學院大學校史・学術資産研究』第一〇号、平成三十年）などがある。

(4) 「東京大学」は、明治十九年三月の帝国大学令により「帝国大学」となり、同三十年には京都帝国大学創立により「東京帝国大学」となる。本稿における東大の近代史、特に文学部（文科大学）の歴史については、特記しない限り、『東京帝国大学五十年史』上・下冊（東京帝国大学、昭和七年）、『東京帝国大学学術大観 総説・文学部』（東京帝国大学、昭和十七年）、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一・二、部局史一（東京大学、昭和五十九〜六十一年）に拠る。

(5) 東京大学における国学的教育機関の前提として、明治初年には「本教学」を設定した京都の皇学所、「神典国典ヲ以基本トシ漢籍ヲ以テ羽翼」とした仮大学校（京都学校）、「神典国典ヲ依テ国体ヲ弁テ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」を眼目とした東京の大学校（本校）の挫折があつた。この時点では「神典」（本教）に関する学問が中軸であつたが、東大古典科以降、この要素は封印された（総合性や実用性は維持された）。なほ、東京大学校から東大に至るまで関与し続けた小中村清矩や木村正辞・

- 横山由清ら考証派国学者の原点を鑑みると、幕末の和学講談所（和学所）での経験が極めて重要である。註(3)の拙稿以外では、大久保利謙『明治維新と教育』（吉川弘文館、昭和六十二年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）、熊澤惠理子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房、平成十九年）、高橋陽一『共通教化と教育勅語』（東京大学出版会、平成三十一年）、品田悦一・齋藤希史『国書の起源―近代日本の古典編成―』（新曜社、令和元年）、鈴木淳『東京大学における日本史学と古典講習科』（『東京大学草創期とその周辺 二〇一四―二〇一八年度多分野交流演習「東京大学草創期の授業再現」報告集』、東京大学大学院人文社会系研究科、平成三十一年）、大沼宜規『国学考証派』にとつての明治国家―官吏としての調査活動―（中野目徹編『官僚制の思想史―近代日本社会の断面―』吉川弘文館、令和二年）などを参照。
- (6) 拙稿「近代国学と国史学―國學院大學の国史学科と国史学会―」（小澤実・佐藤雄基編『史学科の比較史』勉誠出版、令和三年刊行予定）。
- (7) 本稿における近代国学や國學院大學の校史に関する記述、基本史料については、煩瑣に互るため、特に新たな文献・資料名を記さない限り、『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）、『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和四十五年）、『國學院大學八十五年史 史料篇』（國學院大學、昭和五十四年）、『國學院大學百年史』上・下巻（学校法人國學院大學、平成六年）、『國學院黎明期の群像』（國學院大學日本文化研究所、平成十年）、及び註(3)で示した筆者の諸論考に基づく。
- (8) 神道事務局生徒寮の詳細は、戸浪裕之『明治初期の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）を参照。以下の記述も同書を参照した。
- (9) 藤井貞文『明治国学発生の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、昭和五十八年）、神社新報政教研究室（代表・西田廣義）編『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社、昭和六十一年）を参照。
- (10) 国立公文書館所蔵『公文録』明治十五年・第三三卷・内務省「神官教導職区分ノ件」。阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）、同『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）を参照。

- (11) 国立公文書館所蔵『公文録』明治十五年・第二三卷・内務省「皇典講究所設立ノ為メ金円下付ノ件」。
- (12) 三矢重松「松野勇雄先生」（松野大人三十年祭典会、大正十一年）、齊藤智朗「松野勇雄と皇典講究所・國學院大學」（『大学史資料センター報告 大学史活動』第三二集、平成二十二年）を参照。
- (13) 『皇典講究所第一年報』（柳瀬喜兵衛、明治十七年）六〇九丁。以下の記述も同様。
- (14) 『皇典講究所録事』（『會通雜誌』第三九、四二号、明治二十年）。以下の記述も同様。
- (15) 『山田伯演説』・井上毅君演説（『皇典講究所講演』一、明治二十二年）。以下の記述も同様。
- (16) 『皇典講究所改正要領』（松野勇雄、明治二十二年）一五―二五頁。以下も同様。講師として、小中村清矩、松岡明義、木村正辞、内藤耻叟、飯田武郷、久米幹文、黒川真頼、小宮山綏介、川田剛、吉岡徳明、大澤清臣、本居豊頼、小杉楳邨、井上頼圀、落合直澄、織田完之、村岡良弼、物集高見、坂正臣、齋藤恒太郎、久保恵鄰、宮崎道三郎、畠山健、関根正直、萩野由之、丸山正彦、有賀長雄、小中村義象、落合直文、佐藤定介、高山昇、佐藤寛、菅喜田和三郎、三上参次、上田萬年の三十五名が挙げられてゐる。
- (17) これは前掲『國學院大學八十五年史 史料篇』一七七、一七八頁所載のものである。「国文学校」（『會通雜誌』第一四四号、明治二十三年）所載のものとは少々文言を異にする。
- (18) 小中村清矩に薰陶を受けた萩野由之が「抑国史学は古ハ之を国学とも、古学とも、皇典学とも、皇学ともいへり」と述べる如く、「国学」≡「国史学」という表現もあつた（『国史学研究の必要』『明治會叢誌』一一、明治二十二年）。当該時期における「国文」の語の含意については、註(3)の拙論のほか、他の論考ではさしあたり、廣木尚「国文」から「国史」へ（甚野尚志、河野貴美子、陣野英則編『近代人文学はいかに形成されたか』勉強出版、平成三十一年）を参照。
- (19) 「国文学校」並びに「國學院」を構想してゐた時点では、「国法科」は独立の一科とし、特別認可学校（卒業生に対し、無試験による判任官見習資格、高等文官試験受験資格、徴兵令上の特権が与えられる）を旨指す日本法律学校（すでに明治二十二年十月に

皇典講究所を母体として設立、後の日本大学を以て充ててることを見込んでゐた。つまり、〈近代国学〉の大綱に含まれてきた経緯を持ち、専ら古代の法制を中心に人情・風俗・慣習の由来を教授する「法制」に対し、日本の法律に関する沿革・現行・将来を含む「全部」を教授する「国法」といふ関係であつた。結局、日本法律学校は特別認可学校にはなれず、両者を総合して一大専門学校となすことを目論んでゐたと思はれる山田顕義が明治二十五年に亡くなつた後、両者は別の道を歩むこととなる。藤原政行「日本法律学校と特別認可学校規則」(『教育学雑誌』第二卷、昭和六十二年)、日本大学総合科学研究所編『山田顕義—人と思想—』(日本大学総合科学研究所、平成四年)、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」(『國學院大學校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年)などを参照。

(20) 前掲三矢重松『松野勇雄先生』九〇、九一頁。三上參次の國學院設立への関与について、神宮教院本教館や皇典講究所で松野勇雄の薫陶を受けた同郷(兵庫)の「山田岩次郎氏の竹馬の友たるより、引かれて学生時代より本所の講義を担任せられ、國學院創立の謀議にも、今泉定介・畠山健の二先生と共に主として参与せられたるなり」といふ事情も書かれてゐる。今泉定介(旧姓佐藤、後に定助)は東大古典科卒業生、畠山健と山田岩次郎は皇典講究所第一回卒業生。

(21) 「附録 國學院開院式景況及演説」(『皇典講究所講演』四四、明治二十三年)。

(22) 稲村真里「國學院の最初の頃」(『國學院雜誌』第四六卷第一二号、昭和十五年)を参照。学科課程表とは少々相違がある。

(23) 大久保利謙『日本近代史学史』(白揚社、昭和十五年)二四六頁には、「文明史とは明治初年の西洋文明論より出発し、それが日本文明の史的評論となり、それに当時の風俗改良論や自由民権論が反映して居つたものである。それを一貫する傾向は啓蒙的であり、欧化的であつた。従つてその流行時代は凡そ十年代迄である。粉本となつたのはバックル・ギゾー等であつた」と説明されてゐる。但し、下火になつたとは言へ、明治二十年(一八八七)前後以降も西洋の模倣から脱却しようとする「日本文明史」の試みは続けられた。國學院では歴史科目を担当しなかつた国学者の物集高見が、神代からではなく日本の地理と「太古の景状」から始

め、広く社会現象に関する叙述もなした『日本文明史略』首巻、一之巻、四之巻（文部省編輯局、明治十九、二十年）を「中学校師範学校教科用書」として編み、また、「文学史」を「文明史」の一部分と見た三上参次・高津敏三郎合著、落合直文補助『日本文学史』上・下巻（金港堂、明治二十三年）が「内藤耻叟、井上頼園、関根正直等の諸先生、前後有益なる注意を」与へられたと記してゐることは注目される。さらに「歴史地理」のカリキュラム導入は、同時代における帝国大学や史學會を軸とするアカデミズム史学の動向と軌を一にしてゐる。「文明史」や「歴史地理」を含む明治期以降の史学史については、『研究評論 歴史教育』第七巻第九号（臨時増刊号）「明治以後に於ける歴史學の發達」（昭和七年）、史學會編『本邦史學史論叢』上・下巻（富山房、昭和十四年）、清原貞雄『増訂日本史學史』（中文館書店、昭和十九年）、小沢栄一『近代日本史学史の研究—十九世紀啓蒙史学の研究—』明治編（吉川弘文館、昭和四十三年）、柴田三千雄『日本におけるヨーロッパ歴史學の受容』（『岩波講座 世界歴史 三〇—現代歴史學の課題』岩波書店、昭和四十六年）、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成立』（吉川弘文館、昭和六十三年）、宮地正人『天皇制と歴史學—史学史的分析から—』（本の泉社、令和元年）などを参照。

- (24) 註(23)の先行研究を参照。但し近年、東京大学史料編纂所編『歴史學と史料研究』（山川出版社、平成十五年）、松沢裕作『重野安禔と久米邦武—「正史」を夢みた歴史家—』（山川出版社、平成二十四年）、同「修史局における正史編纂構想の形成過程」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ—』山川出版社、平成二十七年）、マーガレット・メーラー（千葉功、松沢裕作（訳者代表）『歴史と国家—一九世紀日本のナショナルアイデンティティと学問—』（東京大学出版会、平成二十九年）などの研究が蓄積され、リースの影響力に対する過大視への注意喚起や、さらには多様なアクターの検討に基づく明治期の修史事業や史学史の再考がなされてゐる。

- (25) 重野安禔「学問は遂に考証に帰す」（『東京學士會院雜誌』第一二巻第五号、明治二十三年）。但し、夙に大久保利謙は、同論考における重野の指摘は「修史館の考証史學が国學者の古典文献學を撰取した証拠」であることに注意を促してゐる（前掲大久保「日

本近代史学の成立」三八頁)。また、桂島宣弘『思想史の十九世紀―「他者」としての徳川日本―』(ベリかん社、平成十二年)第一章「近代国史学の成立―「考証史学」を中心に―」は、重野自身の考証学者としての自覚や江戸期以来の考証学の(学統)に連なる意識は、維新前からといふより、専ら明治期に自らの言説によつて形成していったものであると指摘してゐる。その他、マーガット・メール(訳・佐藤雄基・渡邊剛)「大久保利謙と近代史学史研究」(佐藤雄基編『明治が歴史になったとき―史学史としての大久保利謙―』勉誠出版、令和二年)も参照のこと。

(26) 水戸史学の大家である栗田寛は、明治二十五年の筆禍事件による久米邦武の非職後、帝国大学文科大学教授に就任した。翌年に井上毅文相の求めに依へて進言した修史事業構想では「国文体国史」を主張して、史局構成員の登用案では久米幹文、池邊義象、落合直文、萩野由之、増田于信、松本愛重ら古典科や皇典講究所・國學院関係者の名を多く挙げるなど、国学系とも極めて密接な人物であつた。秋元信英「明治二六年栗田寛の修史事業構想」(『國學院女子短期大学紀要』第一号、昭和五十七年)を参照。

(27) 辻善之助「本邦に於ける修史の沿革と国史学の成立」(『前掲史学会編『本邦史學史論叢』二二、二三頁)。

(28) 荒木貞夫「弔辞」・萩野伸三郎「三上先生を憶ふ」・栗田元次「国史の父三上先生を追憶す」(『史蹟名勝天然紀念物』第一四卷第七号、昭和十四年)。

(29) 辻善之助「故三上参次先生略歴」(『三上参次』江戶時代史)下巻、富山房、昭和十九年)六八九〜六九五頁。この原型は同「故本会理事長三上参次先生略歴」(『史學雜誌』第五〇編第九号、昭和十四年、前掲『史料編纂所史料集』五二三〜五三一頁)。

(30) 三上参次については、前掲『東京大学史料編纂所史料集』五一四〜五三一頁、三上参次『明治時代の歴史学界―三上参次懐旧談―』(吉川弘文館、平成三年)、「三上博士追悼録」(『國學院雜誌』第四五卷第七号、昭和十四年)、中村孝也「シリーズ 近代史学を作つた人々 三上参次」(『季刊 歴史教育研究』一三、昭和三十四年)、柴田紳一「三上参次博士逸事考」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第七六輯、平成七年)、高橋勝浩「資料翻刻 宮内庁書陵部所蔵 三上参次『御進講案』追補―三上参次略年譜・

主要著作目録・主要人名索引―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第九七輯、平成十八年）、堀口修「『公刊明治天皇御紀』の編修について―特に編纂長三上參次の時期を中心として―（上）（下）」（『大倉山論集』第五四、五五輯、平成二十、二十一年）、齋藤智朗「國學院設立期の国学界―皇典講究所講師時代における三上參次の事績・活動を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、齋藤智志「近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム」（『法政大学出版局、平成二十九年）、池田智文「三上參次における史学と思想」（『日本思想史学』第五一号、令和元年）、山口道弘「三上參次と官学アカデミズム史学の成立」（『法政研究』第八六卷第四号、令和二年）などを参照。三上の事蹟に関しては、特記しない限りこれらに拠る。なほ、東京大学史料編纂所には特殊蒐書「三上參次関係史料」（講義ノートⅡ著作稿本が大部分）が所蔵されており、同所ウェブサイトの「所蔵史料目録データベース」にて目録が公開されてゐる（https://www.ap.h.u-tokyo.ac.jp/ships_help/OSIDE/W01/shushokaidai/T64.html、令和三年一月二十四日閲覧）。

(31) 担当科目や講座については、各年の『帝国大学一覽』（明治三十年より『東京帝国大学一覽』）を参照。

(32) 萩野由之については揚原敏子「評伝萩野由之」（『学苑』第三一五号、昭和四十一年）、松本愛重については秋元信英「明治二十年代、松本愛重の教科書、史学」（『滝川国文』第二八号、平成二十四年）を参照。

(33) 田中義成については、さしあたり山本隼正「田中義成日記と『大日本史料』創刊のことども」（『長崎大学教育学部紀要 人文科学』第六三号、平成十三年）を参照。

(34) 日本近代史学史上における黒板勝美の位置付けについては近年、佐藤雄基、ヨシカワ・リサ、廣木尚、松沢裕作「二〇一五年度公開シンポジウム「史学史上の黒板勝美 日米における新たな研究動向」（『立教大学日本学研究所年報』第一四・一五号、平成十八年）といふ取り組みに代表されるやうに再評価の兆しが見られる。とりわけ渡邊剛は、「資料紹介 黒板勝美『虚心文集』内容見本」（『教育と研究』第三七号、平成三十一年）、「黒板勝美とエスペラント―歴史家における「言語」と「民族」の発見―」（史

苑」第七九卷第二号、令和元年）、「黒板勝美における印章廃止論と国号論―同時代認識とのかかわりを中心に―」（『古典と歴史』第七号、令和元年）、「黒板勝美の「雲助会」―「実地の演習」という試み―」（『日本歴史』第八六〇号、令和二年）などの黒板関連の研究成果を次々と発表してゐる。

(35) 秋元信英「國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫」関係史料よりみた文相井上毅の修史事業と文体への関心」（『國學院大學図書館紀要』第三号、平成三年）を参照。

(36) 中村孝也「三上先生を憶ふ」（前掲三上『江戸時代史』下巻）七一―三頁。なほ、三上参次「史料編纂の状況」（『國學院雜誌』第一四卷第四号、明治四十一年）は、史料編纂事業の沿革についての三上の談話である。

(37) 前掲『東京大学史料編纂所史料集』四九頁。

(38) 前掲三上『明治時代の歴史学界―三上参次懐旧談―』六〇頁。

(39) 河野省三「三上博士の追憶」（前掲『國學院雜誌』第四五卷第七号）。

(40) 藤井貞文「三上先生と明治史学」（前掲『國學院雜誌』第四五卷第七号）。

(41) 松尾捨治郎「三上先生と國學院大學」・田邊勝哉「故三上博士を憶ふ」（前掲『國學院雜誌』第四五卷第七号）。

(42) 前掲三上『明治時代の歴史学界―三上参次懐旧談―』四三、四五、六六頁。

(43) 前掲三上『明治時代の歴史学界―三上参次懐旧談―』六六、六七頁。

(44) 阪本是丸「皇典講究所関係出版物に関する一考察」（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年）、註(3)で示した拙著・拙稿の他、藤田大誠・上西亘「『日本文学』・『國文学』」「皇典講究所講演」総目録」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、上西亘・武田幸也・藤田大誠「皇典講究所・國學院大學の刊行物一覧」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十四年）を参照。

- (45) 深萱和男『明治の国文学雑誌』（笠間書院、昭和五十二年）、木野主計『明治期国学研究雑誌集成 解題・総目次』（雄松堂書店、平成八年）、齊藤智朗・藤田大誠「近代人文学の形成と皇典講究所・國學院―國學院の學術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義―」（國學院大學伝統文化リサーチセンター編『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』、平成二十四年）、Michael Wachutka, Kokugaku in Meiji-period Japan: the modern transformation of 'national learning' and the formation of scholarly societies, Global Oriental, 2013（な）を参照。
- (46) 「日本文学発行の趣旨」（『日本文学』第一、明治二十一年）。無記名だが、前掲『皇典講究所五十年史』一〇〇頁に拠れば、松野勇雄の執筆であるといふ。
- (47) 小中村清矩の「国学の前途」（『皇典講究所講演』一三、明治二十二年）、「国学将来の目的」（『日本文学』第一五、明治二十二年）、「国文学を修むる順序」（『日本文学』第一五、明治二十二年）、「国文学大意」（『國文学』第三編第四、明治二十五年）。
- (48) 「改良を披露し併せて國文學の主義を明かにす」（『國文學』第二二、明治二十三年）。無署名であるが、三上參次が書いたものと思はれる（前掲三上『明治時代の歴史学界―三上參次懷旧談―』四七頁）。そもそも三上は、「日本文学の一週年を祝す」（『日本文学』第一三、明治二十二年）において、松野勇雄が記した「日本文学発行の趣旨」を踏まへた上で、「日本文学の趣旨とする所ハ、実に超然として、守旧、改進など、いふ区別の上に立つもの」（傍線原文）と評してゐた。なほ、同号掲載の小中村清矩「諸君に質す」は、「方今文科大学の学科に国文学科あり又近日の私立にも国文国史講習所ありそれ等の学校にて教習する国文と云ハ強ちにわかく国の文章をのみ習学するにあらず兼て歴史を研鑽して古今の事実を知り法制を練磨して歴史と対考せん事を勉むるにあり故に歴史法制文章（国語も此中にあり）を通して国文と称するもの、如しされば此雑誌を国文学といふは我が国の文学といふ事にして即ち従来日本文学と云へるさして變る事なく言を換へて云は、古く和学国学皇学など云ひし名称の時勢に従ひてかく變遷したるもの、如し」との自己認識に対し、ある者に「ぬしの言の如く国文といふ称は広くわかく国の学ひを指すならば文科大学には国文学科の外

に国史科と称するもの無くてもよかるべく又国文学史講習所の称もたゞ国文学講習所にて足りぬべし」などと返されて「おのれ答ふべきすべを知らず」と困惑してゐる。これに対し同誌次号の無署名による巻頭言「国文学の意義を弁じて小中村博士に答ふ」（『國文學』第二二、明治二十三年）は、ともに「文学士」たる三上参次「日本文学史緒論」（『日本文學』第一〇、一一、明治二十二年）と高津敏二郎「何をか文学と云ふ」（『日本文學』第一四、明治二十二年）を援用して、両者のいふ「醇文学」は狭義の「文学」である一方、『國文學』誌の前号巻頭言や小中村のいふ「国文学史」の総称としての「国文学」は広義の「文学」であつて、後者が前者を包括する概念であることを主張し、逆に帝国大学文科大学における「国文学科」や「史学科」とは別に「学科」とは名乗らぬ「国史科」が設けられたことは不審で「科学的」では無いと述べてゐる。また、次号の巻頭言「国文学を普通教育の基礎たらしむべき事に就きて」（『國文學』第二三、明治二十三年）も広義の「国文学」概念を記してゐる。

(49) 三上参次「国史と愛国心と」（『日本文學』第四、明治二十一年）、同「国史修撰之事」（『日本文學』第六、明治二十二年）。

(50) 三上参次「日本歴史文学上の觀察（皇典講究所にての講演）」（『日本文學』第一九、明治二十三年）。

(51) 重野安釋「史筆は、人の癖処、欠行、及、瑣事を書して、其人の精神却て見はる」（『日本文學』第一八、明治二十三年）。

(52) 棚橋一郎「国史改良家の注意を望む」（『日本文學』第八、明治二十二年）。

(53) 内藤耻叟「歴史の読法」（『日本文學』第一三、明治二十二年）。内藤耻叟については、秋元信英「内藤耻叟の思想と歴史」（『國學院女子短期大学紀要』第四卷、昭和六十一年）を参照。

(54) 佐藤定介「国史編纂の鄙見」（『日本文學』第一一、明治二十二年）、落合直文「帝国文科大学に新に国史科を設置せられたるにつきて」（『日本文學』第一二、明治二十二年）。

(55) 三上参次「上古史研究の方針」（『國文學』第二二、明治二十三年）。

(56) 「川田重野両博士の演説」（前掲『國文學』第二三）。

- (57) 「日本歴史の新著。國史眼」(『國文學』第二七、明治二十三年)。
- (58) 松本生「史學會雜誌を讀て星野博士に質す」(『國文學』第二編第一〇号、明治二十四年)、松本愛重「史學會雜誌第廿五号を讀て再び星野博士に質す」・星野恒「松本生の質問に答へ併せて其名を問ふ」・玉名散人「史學會雜誌第廿五号を讀て博士の博に駭く」(『國文學』第二編第一号、明治二十四年)。
- (59) 三矢重松「祭典故俗の妄を弁す」・鈴木宗辰「大古の俗天を祭りて神を祭らずといふ説の可否」・井手義信「神道は祭天の古俗といふ説をきゝて」(『國文學』第三編第四、明治二十五年)。三上は國學院第一期生、井手は同第二期生。
- (60) 國學院編纂『國史論纂』(大日本圖書株式會社、明治三十六年)。
- (61) 初出は有賀長雄「日本歴史時代分割論」(『皇典講究所講演』一一、明治二十二年)、三上參次「歴史紀年法」(『皇典講究所講演』一九、明治二十二年)。なほ、前掲國學院編纂『國史論纂』所収「第五 日本上世の政体」(初出は『皇典講究所講演』一、明治二十二年)で有賀長雄は、「私は洋学が重で国学は諸大家の教授を大学で受けました者」であると述べてゐる。
- (62) 初出は関根正直「国史の精神」(『皇典講究所講演』九二、明治二十五年)。
- (63) 岩井忠熊「日本近代史学の形成」(家永三郎ほか編『岩波講座日本歴史』第二二(別卷第一)・岩波書店、昭和三十八年) 八五、八六頁。
- (64) 初出は川田剛「湊川楠公碑の話」(『皇典講究所講演』九八、明治二十六年)、同「史學雜誌第四十号重野博士の駁論に答ふ」(『皇典講究所講演』一〇一、明治二十六年)。
- (65) 前掲大久保「日本近代史学の成立」二七三頁。また、秋元信英「川田剛の修史事業と史論」(『國學院女子短期大学紀要』第二卷、昭和五十八年)などを参照。
- (66) 坂本太郎「日本の修史と史学」(至文堂、昭和四十一年)二四七、二四八頁。坂本は、『史學會雜誌』第一号(明治二十二年)に

掲載された重野安繹「史学ニ従事スル者ハ其心至公至平ナラザルベカラズ」や星野恒「史学攷究歴史編纂ハ材料ヲ精採スヘキ説」をはじめとする史學會初期の「論説」を念頭に置いてゐるが、同号には重野や星野と同様に文科大学教授であつた国学者の小中村清矩の講演「史学ノ話」も「論説」として掲載された。小中村は、愛国心養成やあらゆる政務の根柢とし、欧州人の日本研究者に後れをとらないやうにするためにも、自国の「來由事蹟」や「旧事」、「制度ノ沿革、風俗、習慣」を明らかにする史学の必要性を語り、それに従事する者の心得として「歴史上時勢ノ変リシ折毎ニ、身ヲ其世ノ時代ノ人ニ為シテ考ヘナバ、益ヲ得ル事多カラント思ハル」と述べてゐる。史學會草創期の会員には、小中村をはじめ、東大古典科出身者などの国学系、さらに三上參次はもとより、芳賀矢一や上田萬年もゐた。

(67) 初出は川田剛「考証学の利弊」(『皇典講究所講演』三三、明治二十三年)。

(68) 関根正直「史学私見」(『皇典講究所講演』八六、明治二十五年)。

(69) 「発刊の趣旨」(『國學院雜誌』第一、明治二十七年)。

(70) 『國學院雜誌』には、教育といふ観点を念頭に置いていた国史関係論者が散見される。創刊当初のものとしては、三上參次「歴史の教授に就きて某中学教師に与ふる書」(『國學院雜誌』第五、明治二十八年)、松井簡治「本邦日本教育史」(『國學院雜誌』第四、一二、第二卷第二、五、八、一〇、一二、第三卷第二、四、七、八、一一号、明治二十八、三十一年)。

(71) 「国学の趨勢」(前掲『國學院雜誌』第一)。

(72) 杉浦重剛「国学とは何ぞや」(『國學院雜誌』第四、明治二十八年)、三矢重松「国学の目的は国学といふ語の消滅にあり」(『國學院雜誌』第四号、明治二十八年)。

(73) 「国史界」(前掲『國學院雜誌』第一)。

(74) 栗田寛「大に国史学を興すべき論」・松本愛重「歴史家及び教育家諸氏に望む」(前掲『國學院雜誌』第一)、また、次号でも松

本は、「国史眼と史海と」(『國學院雜誌』第二、明治二十七年)を寄稿してゐる。

(75) 小中村清矩「国史学の栞」(『國學院雜誌』第三、六、八、九、一一、一二、明治二十八年)。

(76) 小中村清矩「国史学の栞」(吉川半七、明治二十八年)。総説、正史及び雑史、軍記及び武家記録、通史、法制及び通志、朝儀、有職故実、系伝、地理の書目を取り扱つてゐるが、準備してゐた釈家関係は書けないままで終はり、この後に構想してゐた「国文学の栞」も着手するに至らなかつた。中村秋香「小中村清矩先生小伝」が冒頭に掲載されてゐる。これ以後、少なくとも明治三十三年(勉強堂書店)、同三十六年(第三版、誠之堂書店)、昭和十一年(書名は改題して『国史学の方法』、東学社)に刊行されてゐる。

(77) 史料蒐集に関しては、「国史界近信」(『國學院雜誌』第一〇、明治二十八年)をはじめ、頻繁に「彙報」欄で紹介されてゐる。

(78) 萩野由之「郷土史料の編纂」(『國學院雜誌』第二卷第一、明治二十八年)。また、「例言」(『史料通信叢誌』第一編、明治二十六年)を参照。同誌は明治三十年九月まで二十八冊刊行された。

(79) 「科学的研究とは何ぞや」(『國學院雜誌』第三卷第六、明治三十年)、「国学の革新」(『國學院雜誌』第四卷第六、明治三十一年)、「国学の両面」(『國學院雜誌』第四卷第九、明治三十一年)。

(80) 三浦周行「日本史の研究 第二輯」(岩波書店、昭和五年)「日本史学史概説」四八五頁。

(81) 岡田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十五年)八三〜九三頁、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』(東京大神宮社務所、昭和五十五年)二八、二九頁、武田幸也「近代の神宮と教化活動」(弘文堂、昭和三十年)第四章「神宮教の組織と活動」に関する基礎的研究」を参照。

(82) 「第九回帝國議會衆議院議事速記録」第三二号(内閣官報局、明治二十九年)四八六頁。

(83) 国立公文書館所蔵「公文類聚」卷三十二・帝國議會「貴衆兩院建議國學院保護ノ件」。

- (84) 第十、十三回議会の『帝国議會衆議院議事速記録』、第十三回議会の『帝国議會貴族院議事速記録』。
- (85) 「本院と神宮皇學館との合同問題の始末を公表す」(『國學院雜誌』第五卷第七、明治三十二年)。
- (86) 「第五回國學院卒業生の卒業論文」(『國學院雜誌』第三卷第九、明治三十年)。なお、同号には東京帝国大学文科大学の卒業生氏名も掲載された(『東京帝国大学の新学士』)。明治三十年は、文科大学全体で六十一人、そのうち国史科十四人(重田定一や荻野仲三郎ら)、史学科十五人(中馬庚ら)であつた。
- (87) 船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』(学文社、平成十七年)、豊田徳子「戦前期日本の私学における無試験検定による中等教員養成の研究―國學院大學を事例として―」(『大倉山論集』第五一輯、平成十七年)などを参照。國學院は私学における「中等教員養成」(日本歴史、国語、漢文、修身、英語など)の一開拓校であつたが、明治三十七年の師範部、大正九年の高等師範科、同十二年の高等師範部における教員養成へと繋がり、「学部」各学科をはじめ、「予科」や「附属神道部」などでも高等学校教員(学部卒業者)及び中等学校教員無試験検定が認められた。
- (88) 「國學院講師増聘」・「國學院学科改正」(『國學院雜誌』第五卷第九、明治三十二年)。
- (89) 前掲『國學院大學百年史』上巻、三三二頁。
- (90) 宮西惟助については、「宮西惟助を悼む」(『國學院雜誌』第四五卷第一〇号、昭和十四年)、宮西先生記念会編『宮西惟助先生祝詞集』(明治書院、昭和十五年)、宮部香織「宮西惟助の「日本制度通」講義―河野省三の講義筆記ノートを通じて―」(『國學院大學校史・学術資産研究』第三号、平成二十三年)を参照。
- (91) 「國學院の講師委嘱」(『國學院雜誌』第七卷第二、明治三十四年)、「講師及学科の変更」(『國學院雜誌』第七卷第一〇、明治三十四年)、「新講師招聘」(『國學院雜誌』第八卷第一、明治三十五年)、「新講師嘱託及担当の変更」(『國學院雜誌』第八卷第一〇、明治三十五年)。

- (92) 「國學院新講師招聘」・「新学年開始と学科及担当講師」(『國學院雜誌』第九卷第一〇、明治三十六年)。
- (93) 三浦周行については、勝田勝年『三浦周行の歴史学』(柏書房、昭和五十六年)、同「三浦周行博士の生涯―五十年忌を前にして―」(『國學院雜誌』第八二卷第四号、昭和五十六年)、同「修学期の三浦周行博士―青年史家の刻苦精励の記録―」(『國學院雜誌』第八二卷第七号、昭和五十六年)、宮部香織「國學院における三浦周行の法制史講義」(『國學院大學校史・學術資産研究』第四号、平成二十四年)、神野潔「東京時代の三浦周行―法学協会雑誌と新民法と―」(『藝林』第六九卷第一号、令和二年)などを参照。
- (94) 丸山正彦は、国学者丸山作楽の養子で、神道事務局生徒寮から東京大学文学部(帝国大学文科大学)古典講習科を経て警視庁警部(明治二十一年)や陸軍教授(同二十九年)などを務めたが、その間、皇典講究所講師(同二十二年九月)や國學院講師(同二十三年十一月)を嘱託され、実際には同二十九年より大正三年まで教鞭を執つてゐる(『丸山正彦傳』丸山善彦、大正三年)。丸山正彦による「神祇史」関連著作として『大日本者神国也』(小林又七、明治四十四年)がある。
- (95) 「國學院学科課程の変更」(『國學院雜誌』第八卷第一〇、明治三十五年)、「新講師嘱託」・「学科担当確定」(『國學院雜誌』第九卷第一一、明治三十六年)。なお、前掲『國學院大學八十五年史』三五五、三五七頁、前掲『國學院大學百年史』上巻、三四八、三四九頁には、「国史法制科」第二・三年級の科目中に「神道史」(田中義能)が入れられてゐるが誤りである。「神道史」の内容については、田中義能「神道史概観」(一)～(四) (『國學院雜誌』第一五卷第八、九、一一、一二号、明治四十二年)を参照。
- (96) 「研究科学生と其の研究題目」・「研究科入学生追加」(『國學院雜誌』第九卷第一一、明治三十六年)、「研究科指導講師」(『國學院雜誌』第九卷第一二、明治三十六年)を参照。
- (97) 「國學院卒業生の研究会」(『國學院雜誌』第三卷第三、明治三十年)、「史學講究會」(『國學院雜誌』第六卷第六、七、一〇、明治三十三年)、「國史會研究會」(『國學院雜誌』第六卷第一一、明治三十三年)、「國史學會の設立」(『國學院雜誌』第一五卷第三号、明治四十二年)、「國史學會発会式」(『國學院雜誌』第一五卷第一二号、明治四十二年)。

- (98) 「國學院の認可」(『國學院雜誌』第一〇卷第五、明治三十七年)、「國學院規則」(『國學院雜誌』第一〇卷第六、明治三十八年)。
- (99) 「新学年開始と学科及担任講師」(『國學院雜誌』第一二卷第一〇、明治三十八年)。
- (100) 「講師異動」(『國學院雜誌』第一三卷第一〇、明治四十年)。
- (101) 「明治國學概観」の広告(『國學院雜誌』第一三卷第三号、明治四十年)には、「この概観は明治の国史といふ高山に対して剛健なる先達たらしめむことを期するものなり。内容は過去四十年間における道德界(石川岩吉執筆) 神道界(河野省三執筆) 国史学界(櫻木章執筆) 国文学界(堀江秀雄執筆) 国語学界(高橋龍雄執筆) 歌学界(彌富濱(引用者註・破摩) 雄執筆)の概観を叙述したるものにして神道界概観は新に執筆し、他は國學院雜誌上に連載せるものに一大増補を加へたるものなり」と記されてゐる。このうち、櫻木(後に澤田)章の「過去四十年間に於ける国史学界の概観」は、『國學院雜誌』第一三卷第一、二、四号(明治四十年)に連載された。
- (102) 「新学年開始」(『國學院雜誌』第一五卷第九号、明治四十二年)、「学則改正」(『國學院雜誌』第一六卷第一〇号、明治四十三年)。
- なほ、「外国史学」の主務講師は、「東洋史」が松井等、「西洋史」が磯田良であった。
- (103) 「神職養成部講習科開始」(『國學院雜誌』第一五卷第九号、明治四十二年)。
- (104) 宮地直一「神祇史」(皇典研究所國學院大學出版部、明治四十三年) 一七頁。
- (105) 小林秀雄は、國學院卒業(第四期生)後、第二高等学校、東京帝国大学文科大学史学科を卒業、明治四十三年に立教大学に奉職し、翌年に國學院大學講師兼任となる。大正九年には國學院大學予科長となるが、同十二年に立教大学教授専任となり、翌年同大学文学部史学科長となる。昭和十七、二十九年には、再度國學院大學教授を務めた。「小林教授還暦記念 史学論叢」(立教大学史学会、昭和十三年)、「面影」(立教大学文学部史学研究室、昭和三十二年)を参照。
- (106) 「講師囑托」(『國學院雜誌』第一七卷第三号、明治四十四年)、「講師異動」(『國學院雜誌』第一七卷第四号、明治四十四年)、「講

師異動」(『國學院雜誌』第一七卷第五号、明治四十四年)、「本学年各学科担当講師左の如し」(『國學院雜誌』第一七卷第一〇号、明治四十四年)。なほ、同年には所謂「南北朝正閏問題」が出来したため、國學院大學出身者による松韻會の決議によつて六七〇頁に及ぶ大著の山崎藤吉・堀江秀雄『南北朝正閏論纂』(鈴木幸、明治四十四年)が刊行されてゐる(発売所は皇典講究所國學院大學出版圖書販売所)。同書の資料蒐集に当たつては、三上参次・三浦周行・辻善之助・和田英松・田邊勝哉より助力を受けてゐる。同問題については、三上が矢面に立たざるを得ない状況となるなど、論ずべきことが多いが本稿では措く。但し、国定教科書の表記が南朝正統説に決して以降も、八代國治が講じた國學院大學の学部科目題目は「南北朝史」であつたことを附記しておく。

(107) 東京高等師範学校出身の高橋健自は、東京帝室博物館歴史部次長・國學院大學講師の肩書きでその主著『鏡と劍と玉』(富山房、明治四十四年)を刊行してゐる。

(108) 「本学年の各学科及担当講師」(『國學院雜誌』第一八卷第九号、大正元年)。なほ、「地理」では「国史地理」を藤田明が担当した。

(109) 「本学年の学(引用者註・ママ)学科及担当講師」(『國學院雜誌』第一九卷第九号、大正二年)、「本学年の学科目及担当講師」(『國學院雜誌』第二〇卷第一〇号、大正三年)。

(110) 「本学年の学科目及担当講師」(『國學院雜誌』第二二卷第一号、大正四年)。

(111) 近代を通して國學院大學における単一学部名称(自称)は、恐らく単一学部である故、あくまでも「学部」であつた。但し、大学令大學昇格の上奏裁可に関する公文書に附せられた國學院大學に対する「参考書(其一)」では、「学部ノ種類及学科」は「文学部」とされてゐる(国立公文書館所蔵「公文類聚」第四四編・大正九年・第二四卷「中央大学外五大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件ヲ裁可セラル」)。『日本帝国文部省第五十年報 自大正十一年四月至大正十二年三月』上卷(文部大臣官房文書課、大正十五年)二〇七頁においても國學院大學の学部名称は「文学部」とされ、以後も同年報にはそのやうに記されてゐるやうに、文部省の表記では「文学部」とされてゐたやうである。

- (112) 「大学昇格」(『國學院雜誌』第二六卷第四号、大正九年)、「國學院大學教授講師移動」(『國學院雜誌』第二六卷第一〇号、大正九年)。
- (113) 「國學院大學一覽 大正十三年」(『國學院大學』大正十三年)二四〇二九頁。なほ、大正十四年には学則を改定し、毎学年八単位以上にするとともに、国史学科の必修科目も一四単位に削減したが(『国史二関スル演習』を二単位分とした)、これは学生の「自由採択」の幅を広げるためであった(前掲『國學院大學百年史 上巻』六六六、六六七頁)。
- (114) 「各科講義題目と担任者」(『國學院雜誌』第二八卷第五号、大正十一年)。
- (115) 「始めて文学士を出す」・「本大學第三十三回卒業生人名」(『國學院雜誌』第三二卷第四号、大正十四年)。
- (116) 例へば、「國學院大學対象十五年度講義題目及担任者」(『國學院雜誌』第三二卷第六号、大正十五年)を参照。
- (117) 「研究室施設に関する協議」(『國學院雜誌』第三五卷第五号、昭和四年)、「研究室施設」(『國學院雜誌』第三五卷第六号、昭和四年)、「國學院大學研究室内規」(前掲『國學院大學八十五年史 史料篇』五二三〜五二五頁)を参照。
- (118) 昭和戦前期における財団法人皇典講究所の「事業」は、①國學院大學の経営、②学階試験の施行、③典故文献の研究調査、④講演及講習会の開催、⑤圖書雜誌の出版頒布、⑥神職養成事業であった(『皇典講究所概要』皇典講究所、昭和十年、一九〜三二頁)。そもそも明治十五年創立の皇典講究所(本所)並びに全国各地の「皇典講究分所」は、当初から内務省より「府県社以下神官撰挙」のための「神官試験」(明治十九年以降、「学階」試験)執行の職任を付与されてゐた。これは「国学に関する学力を檢定」して「学階」(学正、司業)という神官・神職(明治四年段階では全て「神官」であつたが、同二十年に官国幣社では「神職」となり、同二十七年には府県社以下神社も全て「神職」とされ、「神官」は伊勢の神宮のみとなる)の任用資格を授与するといふ役割であつた。要するに皇典講究所は、「神職任用資格」の檢定試験実施⇨授与といふ事業を大きな柱の一つに据ゑて出発した(厳密に言へば、その出発時から「教育」を伴ふ「神職養成」を行つてゐた訳ではない)。明治三十三年から「神職講習会」を開設して新たに「神

職養成」の機能を持つこととなつたが、明治四十二年の「神職養成部」（神職教習科・神職講習科・祭祀講習科）設置により初めて、内務省から委託された「神職養成」事業を行ふ常設的神職養成機関の形式が整ひ、もう一つの大きな柱が建てられた。つまりこの年、内務大臣より皇典講究所に神職養成事業が委託されたことに伴ひ、原則として「中学第三学年修了以上ノ者」を入学資格とする「神職養成部」（明治四十二年まで開設された「神職講習会」を発展的に解消）が設けられ、神職教習科で判任待遇の神職を養成した（大正八年、中等教育機関卒業者を一年制の甲種、中学第三学年修了の者を二年制の乙種と區別）。昭和二年には、それまでの皇典講究所神職養成部神職教習科を發展・充実させるため、改めて高等神職の養成を期し、専門学校令に拠る國學院大學附屬「神職部」の設置が内務大臣の認可を受けた。「神職部」は同年四月から発足し、これにより従來の「皇典講究所神道養成部」は閉鎖された。この新たな神職養成機関は、本科と別科を置く修業年限三年の旧制専門学校レベル（中等教員養成機関であつた國學院大學附屬高等師範部と同様）の高等神職養成機関であつた（二年以上の修了者には判任神職の資格を与へ、三年を修了した者には学階「学正」を授与）。また、大正十三年より内務大臣の委託を受け、改めて皇典講究所に二年制の「神職養成部」を開設し、尋常神職の養成を行ふこととした。即ち、國學院大學附屬「神道部」（「神職部」から改称）と皇典講究所「神職養成部」といふ二種（高等・尋常）の神職養成体制が確立したのである。なほ、戦時下の時局進展に伴ひ高等師範部は昭和九年に縮小され、翌十年に「興亜部」が開設されたが、程なくして両部を併せ、國學院大學附屬「専門部」（修業年限四年の高等師範部・修業年限三年の興亜部）となし、専門部卒業者のため修業年限一年の専修科も設けられた。昭和十九年には神道部も専門部に吸収され、國學院大學の旧制専門学校レベルのセクションは統合されることとなる。しかし、昭和二十一年、皇典講究所は大日本神祇会・神宮奉斎会とともに發展的解消（解散）の上、全国神社の包括団体である「神社本庁」に合流したため、「財団法人國學院大學」（昭和二十六年に「学校法人國學院大學」となる）が経営する新制大学「國學院大學」となり、現在に至つてゐる。